

宮古市

第三期子ども・子育て支援事業計画



令和7年3月
岩手県 宮古市

はじめに

本市は、令和2年12月に「宮古市子ども条例」を制定し、こどもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、次代を担うこどもたちを安心して産み、育てることができるふるさと宮古の実現を目指した取り組みを進めてまいりました。



東日本大震災をはじめとする自然災害を起因とした地域コミュニティの変化、加速する少子化、共働き世帯の増加など社会環境が刻々と変化しているなか、育児の悩み、こどもの居場所、児童虐待やヤングケアラーの問題、障がいや医療的ケアなど特別な配慮や支援を必要とするこどもへの対応、こどもの貧困の連鎖など、子育てを取り巻く問題は複雑化・複合化しております。

本市では、平成27年3月に「宮古市子ども・子育て支援事業計画」（平成27年度～令和元年度）を、令和2年3月に「宮古市第二期子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）を策定し、子育て支援施策を計画的に進めてまいりました。

国は、こども政策を総合的に推進することを目的に、令和4年に「こども基本法」を制定し、令和5年にこども家庭庁を創設しました。また、令和5年には、「こども大綱」「こども未来戦略」を策定し、こども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われました。

こうした状況を踏まえ、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「宮古市第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画では、これまでの計画の基本理念である『子どもたちの健やかな成長のため、みんなが安心して子育て出来るまちづくり』の考え方を継承し、安心、安全に、生きる力を身につけ、主体的に社会に参加し、こどもの成長に伴う喜びを実感できるまちを目指して、事業を推進してまいります。

結びに、計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました宮古市子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました保護者の皆さま、市民、団体、市議会など関係の皆さまに、心から厚くお礼申し上げますとともに、今後も計画の推進に向け、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

宮古市長 山本 正徳



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画の実施期間	5
5 制度改正等のポイント	5
6 計画の策定体制と市民意見の反映	8
7 県や近隣市町村との連携	8
第2章 子ども・子育て環境の現状	11
1 人口と子ども人口の状況	11
2 子育て世帯の状況	13
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	18
4 子育て支援事業の利用状況・利用意向等	22
5 子育ての環境や支援への満足度等	26
6 施策の進捗評価	27
7 本市における子育て支援に関する課題	28
第3章 計画の基本的な考え方	33
1 計画の基本理念等	33
2 子どもの権利の尊重	33
3 計画の基本目標	34
4 施策の体系図	35
第4章 子育てに関する施策の展開	39
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	40
基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	52
基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり	58
基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり	62

第5章 子ども・子育て支援事業の展開	71
1 教育・保育事業等の提供区域	71
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	72
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	74
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量	79
5 子どもの放課後対策の推進	93
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	94
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項	94
第6章 教育・保育施設の適正配置	97
1 教育・保育施設の入所状況	97
2 教育・保育施設の適正配置	98
第7章 子どもの貧困の解消に向けた対策	103
1 子どもの貧困の解消に向けた対策計画策定の背景	103
2 家庭における状況まとめ	104
3 調査結果に基づく現状と課題	107
4 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する取り組み	108
5 具体的な施策	108
第8章 計画の推進・評価体制	113
1 計画の推進体制	113
2 計画の公表及び周知	113
3 計画の評価と進行管理	114
4 こども計画の策定	114
資 料 編	117
1 宮古市子ども・子育て会議条例	117
2 用語解説	119



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

宮古市（以降「本市」という。）では、平成24年8月に子ども・子育て支援法等を根拠とする「宮古市子ども・子育て支援事業計画」の第一期計画（平成27年度～令和元年度）を、そして、令和2年3月に第二期計画（令和2年度～6年度）を策定し、将来を担う子どもたちが健やかに成長でき、地域の人々に見守られながら親が安心して子どもを産み育てられ、仕事と家庭を両立しながら子育てできるまちを目指して、事業を計画的に推進してきました。

この間、国では子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月にこども基本法が成立・公布され、令和5年4月1日の施行に伴い、子ども政策の新たな司令塔として、こども家庭庁が創設されることになり、令和5年4月に発足されています。そして、令和5年12月には、子ども施策に関する基本的な方針、重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置を努力義務化した児童福祉法等の一部改正（令和4年）や、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」の創設等を定めた子ども・子育て支援法等の一部改正（令和6年）が行われています。

さらに、国では令和5年12月に「こども未来戦略」が策定され、「子育て世帯の家計を応援」、「すべての子どもと子育てを応援」、「共働き・共育てを応援」する施策が掲げられるなど、子ども・子育てを取り巻く様々な法制度等の改正や策定が行われています。

このような国の動向とともに、第二期計画の施策・事業の進捗状況や保護者アンケートに基づく市民のニーズを踏まえつつ、本市は教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制等を盛り込んだ「宮古市第三期子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定します。

本計画では、次世代育成支援対策推進法による関連する諸制度の施策と連携し、また、「宮古市こども条例」や「持続可能な開発目標（SDGs）」の取り組みとの整合を図りながら、本市市内に居住する子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、「子どもの最善の利益」が実現できるよう、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進します。

2 計画の位置づけ

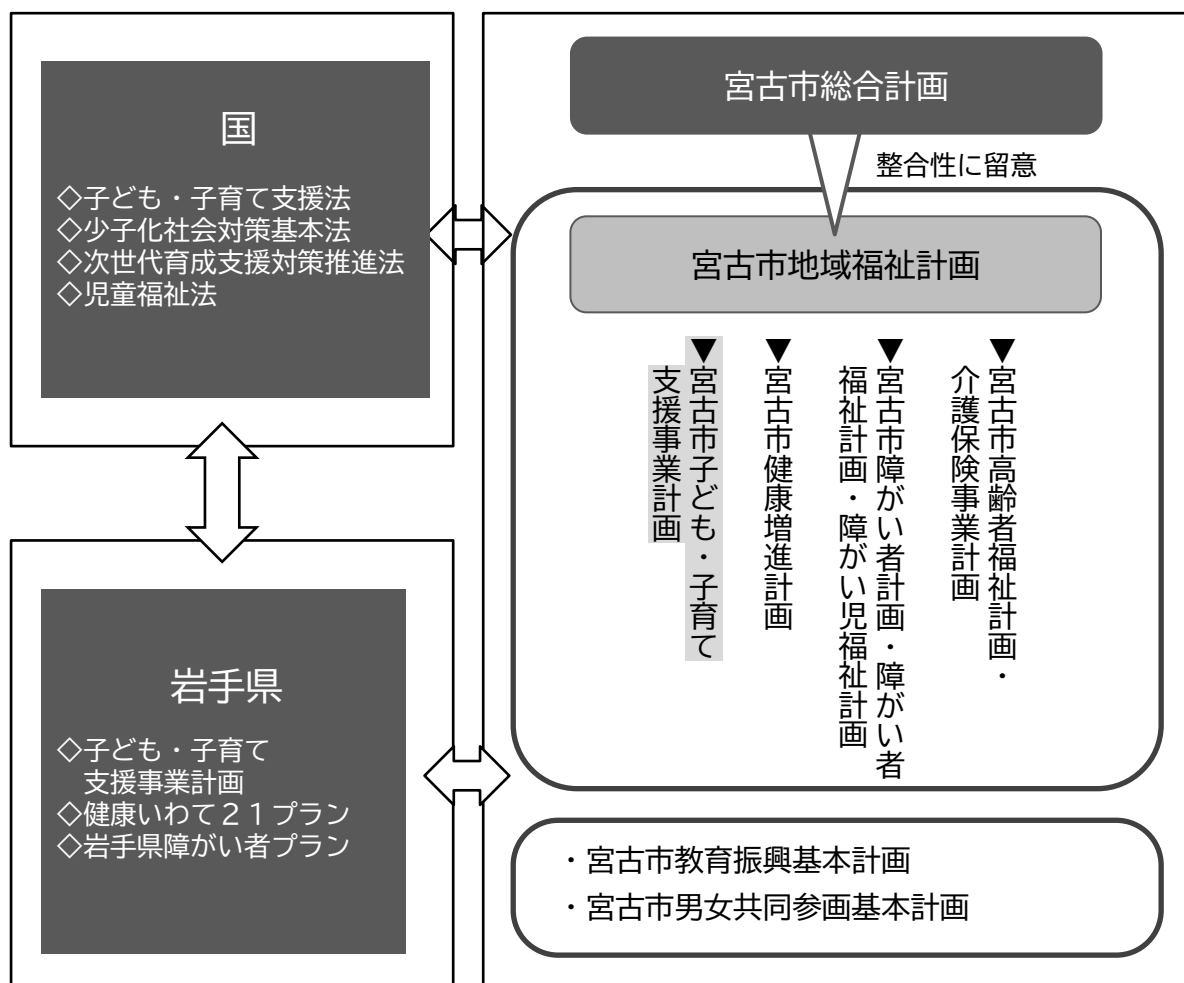
本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国が定めた基本指針や手引きに即して策定するものであり、本市がこれまで取り組んできた『宮古市次世代育成支援行動計画後期計画』を踏まえたものとしています。

また、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」も兼ねて、子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進するための計画として位置づけます。

3 他計画との関係

本計画を策定するにあたって、市の将来像やまちづくりの基本的な指針となる「宮古市総合計画」及び上位計画である「宮古市地域福祉計画」との整合性を図るよう努めました。

■ 他計画との連携

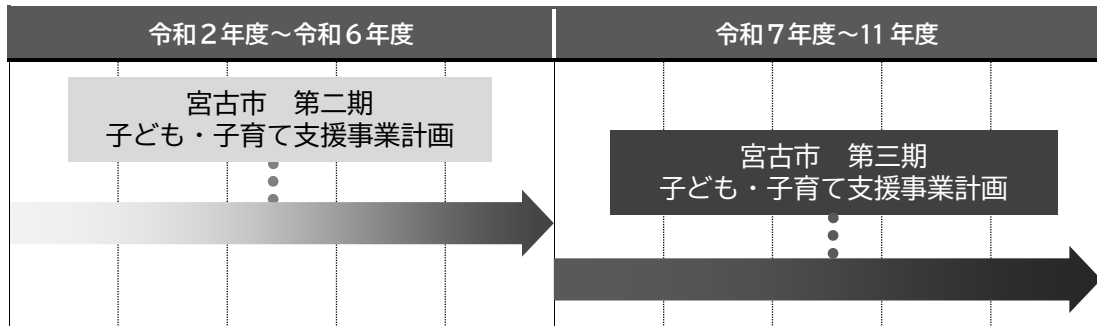




4 計画の実施期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

(1) こども基本法（令和4年法律第77号）及びこども大綱（令和5年12月22日閣議決定）の概要

こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

また、こども大綱は、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

◆こども基本法の6つの基本理念

- 1 すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 3 年齢や発達程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- 4 すべてのこどもは年齢や発達程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

(2) 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うことが改正の趣旨です。

主なポイント	概要・事業等	
(1) こども家庭センターの設置とサポートプランの作成等	■ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。 ■ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。 ■ 市町村は、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備等に努めなければならない。	
(2) 地域子ども・子育て支援事業に新規3事業を位置づけ	①子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）	■ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む） ■ 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言等
	②児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）	■ 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象 ■ 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う。例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整等
	③親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）	■ 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象 ■ 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達状況等に応じた支援を行う。例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等
(3) 地域子ども・子育て支援事業を拡充	①子育て短期支援事業	■ 保護者が子どもと共に児童養護施設等に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。 ■ 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。
	②一時預かり事業	■ 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

資料：こども家庭庁「改正児童福祉法の施行について」等



(3) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることなどを趣旨としています。

全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充に関する2つの施策について、その概要は次のとおりです。

◆こども誰でも通園制度の概要

	概要
対象となる子ども	■ 保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満が対象 ■ 認可外保育施設に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象 ■ 企業主導型保育事業所に通っている0歳6か月～満3歳未満は対象外
実施場所	■ 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、児童発達支援センター等
実施方法	■ 定期利用もしくは自由利用又は定期利用と自由利用の組み合わせなど、市町村や事業所において利用方法を選択して実施して差し支えない ■ 実施方法については、一般型（在園児合同）、一般型（専用室独立実施）、余裕活用型など、実施する事業者の創意工夫により様々な形で実施することとして差し支えない ■ 対象となる子どもの通園においては、一人当たり「月10時間」を上限として実施する ■ 対象となる事業所の開所の日数に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定する

資料：こども誰でも通園制度（仮称）の試行的事業実施要綱案 概要

◆産後ケア事業の概要

	概要						
根拠法等	■ 母子保健法の改正（令和元年）により、令和3年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となった事業であり、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に基づき、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられた。						
目的	■ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。						
対象者	■ 産後ケアを必要とする者						
内容	■ 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）						
実施方法等	<table border="1"> <tr> <td>(1) 宿泊型</td><td> ■ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施 </td></tr> <tr> <td>(2) デイサービス型</td><td> ■ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施 </td></tr> <tr> <td>(3) アウトリーチ型</td><td> ■ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施 </td></tr> </table>	(1) 宿泊型	■ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施	(2) デイサービス型	■ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施	(3) アウトリーチ型	■ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施
(1) 宿泊型	■ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施						
(2) デイサービス型	■ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施						
(3) アウトリーチ型	■ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施						

資料：こども家庭庁「産後ケア事業について」

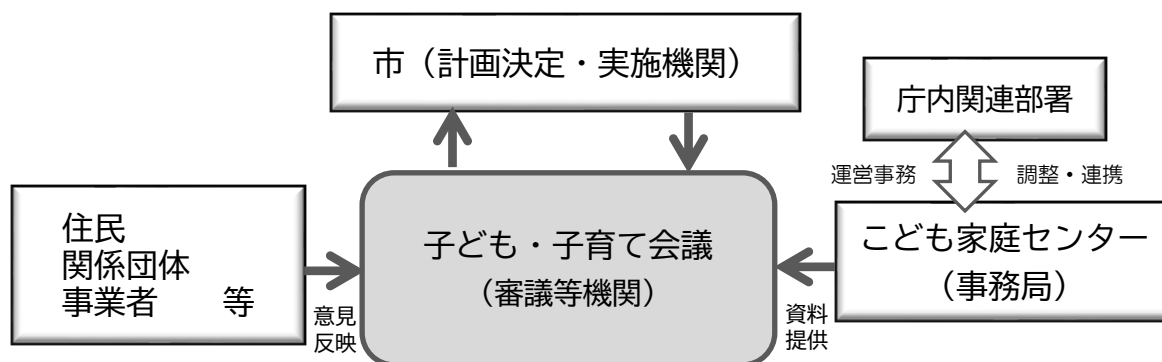
6 計画の策定体制と市民意見の反映

本計画の策定体制としては、「宮古市子ども・子育て会議」を設置し、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民代表者を委員として委嘱しました。委員からは計画策定に対する意見を求めるとともに、計画策定に必要な検討課題に関する審議結果を計画に反映します。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、令和6年6月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等は、教育・保育や子育て支援の施策の検討資料として活用しました。

さらに、計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた計画最終案に対する意見等を精査しながら会議で協議・考察した上で、必要に応じて市民の意見を計画書に反映するよう努めました。

■ 計画の策定体制



7 県や近隣市町村との連携

本市は、市民のニーズに対応した教育・保育や地域子ども・子育て支援事業を提供できるよう、近隣市町村や保育事業者等との連携と協働に努め、役割分担を図りながら、実施体制の確保を図ります。

また、近隣市町村間で協議・調整を進めていく上で、県が中心となり、必要に応じて広域調整を行うことになっているため、県からは恒常的な情報交換や必要な環境の整備等の支援を受けつつ、施策・事業の円滑な推進を図ります。



第2章

子ども・子育て環境の現状



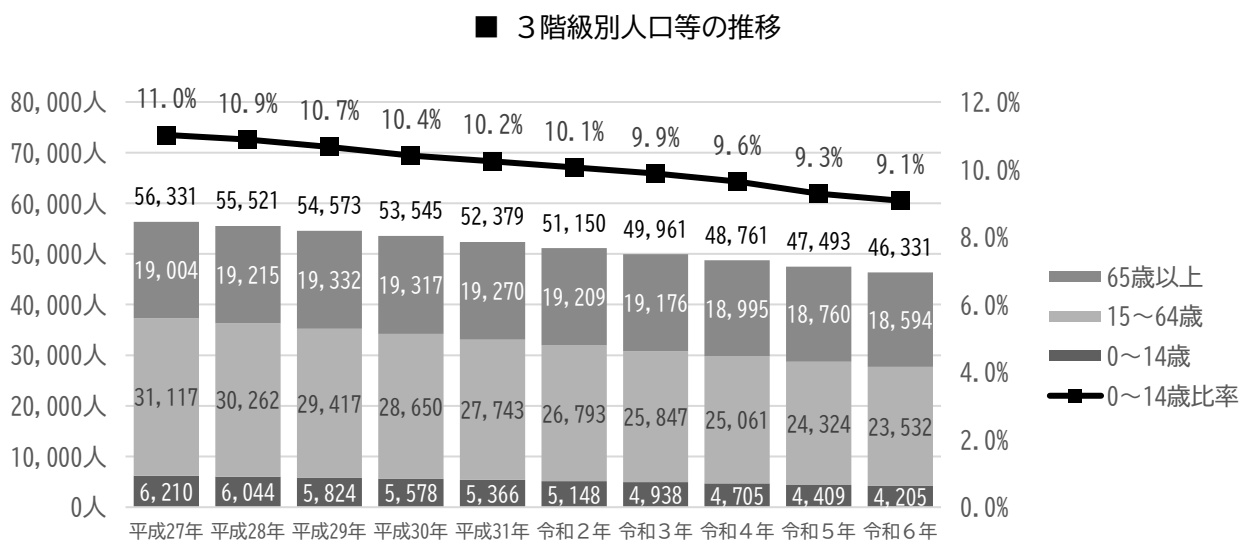
第2章 子ども・子育て環境の現状

1 人口と子ども人口の状況

(1) 子ども人口等の推移

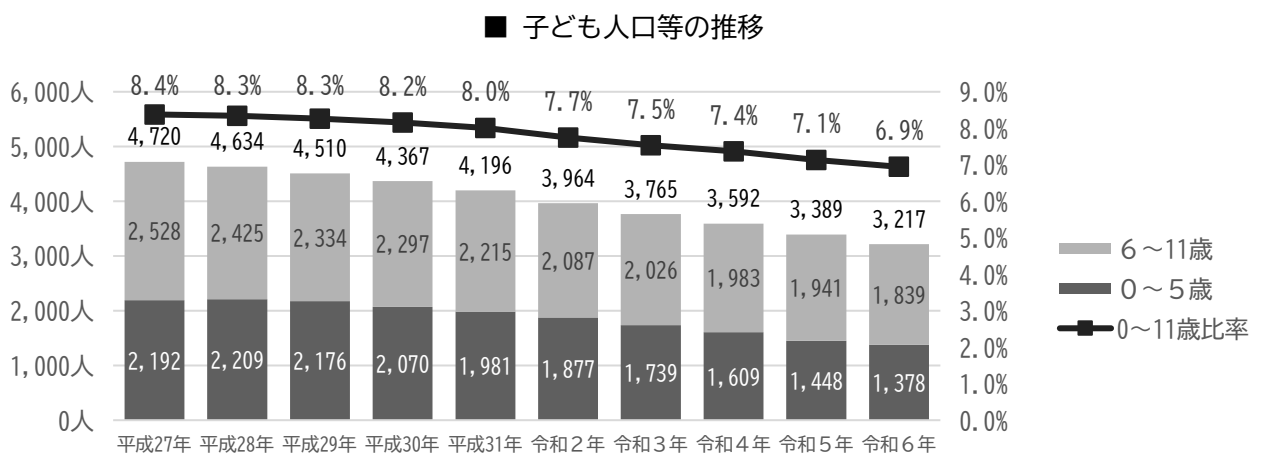
本市の総人口は、減少傾向で推移しており、3階級別人口をみると、平成30年以降はいずれの階級も減少傾向となっています。

年少人口（0～14歳）は、令和6年現在4,205人となっており、総人口に占める比率（0～14歳比率）は9.1%で、少子化が進行しています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子どものうち0～11歳人口は、減少傾向で推移しており、総人口に占める割合（0～11歳比率）も低下傾向です。

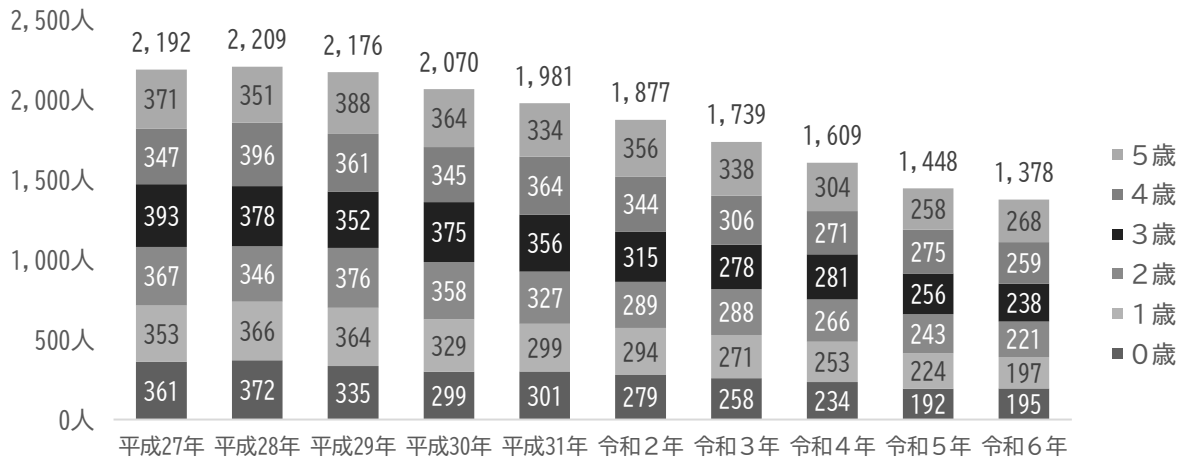


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）

さらに、就学前児童（0～5歳）は、平成28年以降は減少傾向で推移しており、0歳人口はこの10年で半減に近い減少となっています。

■ 0～5歳児の人口推移

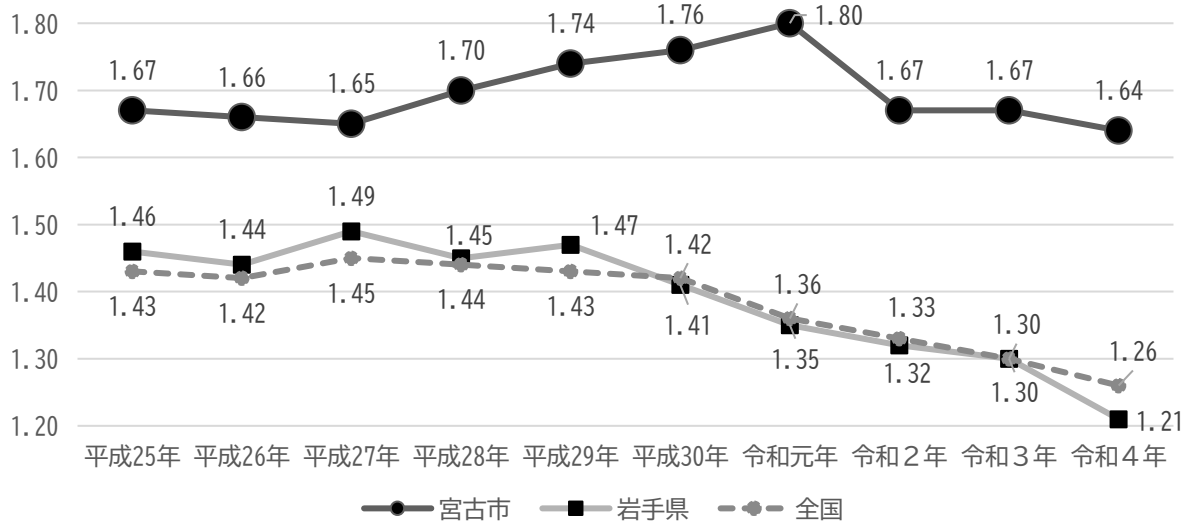


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成25年以降1.6～1.8台で推移しており、全国・県より高い水準となっています（県及び全国との比較は、資料が異なるため参考値）。

■ 合計特殊出生率の推移



資料：宮古市は「岩手県保健福祉年報（人口動態編）」
岩手県及び全国は「岩手県人口動態統計（確定数）の概況」



2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

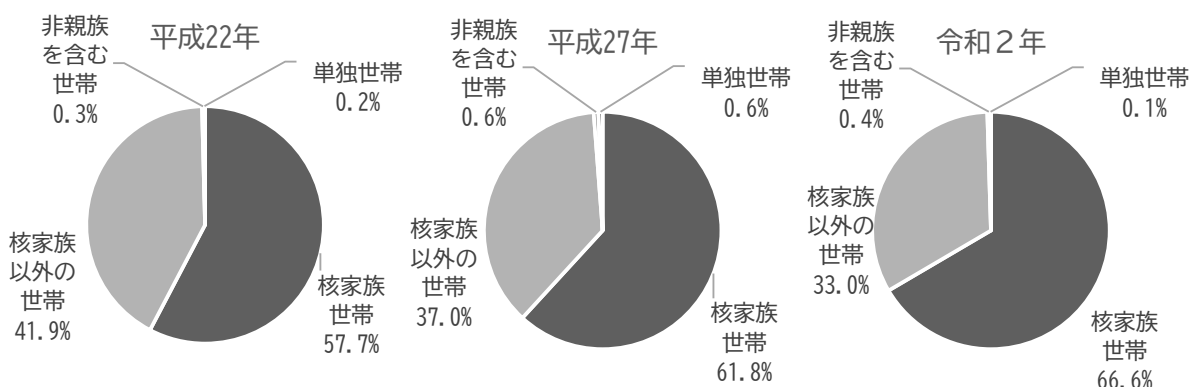
平成22年から令和2年の子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる一般世帯の総数は、平成22年の5,123世帯から令和2年には3,477世帯と1,500世帯以上の減少となっています。

一方、総数に占める核家族世帯の比率は、平成22年の57.7%から令和2年には66.6%に上昇しており、核家族化が進行しています。

また、総数に占めるひとり親世帯（男親と子供から成る世帯及び女親と子供から成る世帯）の比率は、平成22年の9.9%から令和2年には11.1%に上昇しています。

■ 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移

	18歳未満世帯員のいる一般世帯					
	平成22年		平成27年		令和2年	
総数	5,123	100.0%	4,379	100.0%	3,477	100.0%
親族のみ世帯	5,102	99.6%	4,326	98.8%	3,460	99.5%
核家族世帯	2,955	57.7%	2,707	61.8%	2,314	66.6%
夫婦のみの世帯	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
夫婦と子供から成る世帯	2,449	47.8%	2,283	52.1%	1,927	55.4%
男親と子供から成る世帯	39	0.8%	35	0.8%	30	0.9%
女親と子供から成る世帯	467	9.1%	389	8.9%	357	10.3%
核家族以外の世帯	2,147	41.9%	1,619	37.0%	1,146	33.0%
非親族を含む世帯	13	0.3%	28	0.6%	14	0.4%
単独世帯	8	0.2%	25	0.6%	3	0.1%



資料：国勢調査（各年10月1日）

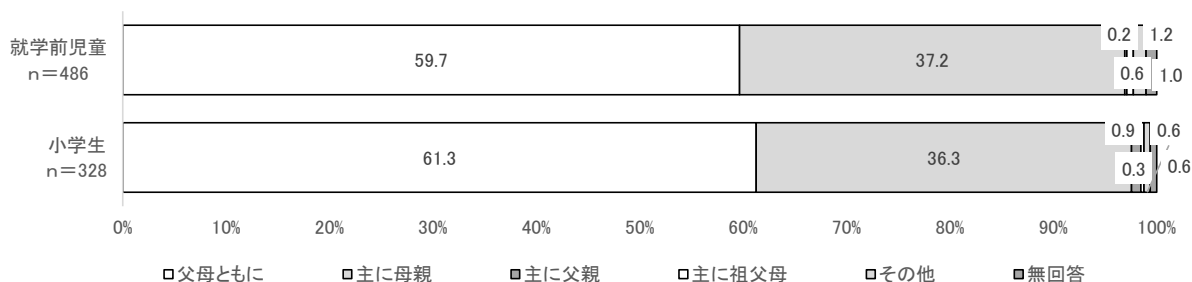
※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とならない場合あり（以降の図表も同様）

(2) 保護者における子育ての状況

家庭で主に子育てを行っている方をみると、就学前児童・小学生のいずれも「父母ともに」(59.7%・61.3%)と回答した割合が最も高く、次いで「主に母親」(37.2%・36.3%)となっています。

前回調査(H30)と比較すると、就学前児童では「父母ともに」(前回50.8%)と回答した割合が大きく上昇しており、子育てにおける男女共同参画が進行している状況です。

■ 主な保護者の状況

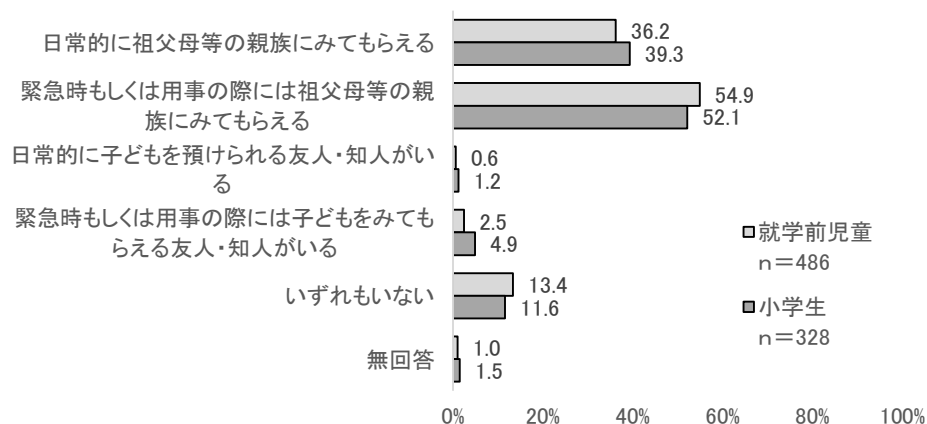


資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

親族や知人による子育ての協力状況をみると、協力者が「いずれもない」と回答した割合は、就学前児童が13.4%、小学生が11.6%であることから、大半は周囲の協力を得られている状況です。

前回調査(H30)と比較すると、小学生では「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」と回答した割合が前回45.6%から6.3^{ポイント}低くなっており、核家族化の進行等を反映した結果と見られます。

■ 親族・知人による子育ての協力状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

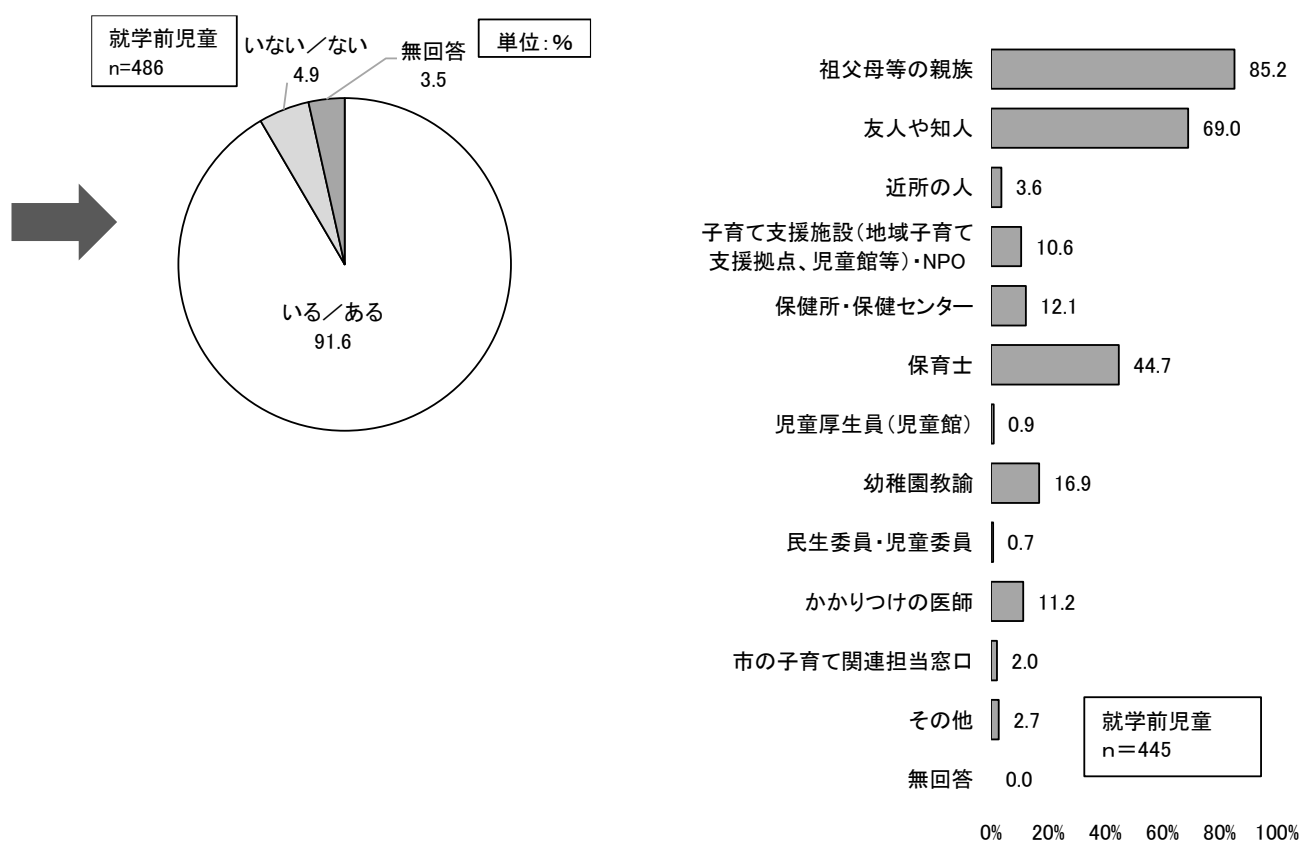


(3) 子育てに関する相談者の状況

気軽に相談できる人が「いる／ある」方は、91.6%となっており、気軽に相談できる相手をみると、「祖父母等の親族」(85.2%)が最も高く、次いで「友人や知人」(69.0%)となっています。また、「保育士」(44.7%)と「幼稚園教諭」(16.9%)は合わせて6割となっており、施設利用者の相談先として機能しています。

一方、「保健所・保健センター」「子育て支援施設(地域子育て支援拠点、児童館等)・NPO」「市の子育て関連担当窓口」等では1割前後となっています。

■ 子育てに関して気軽に相談できる人の有無、気軽に相談できる相手

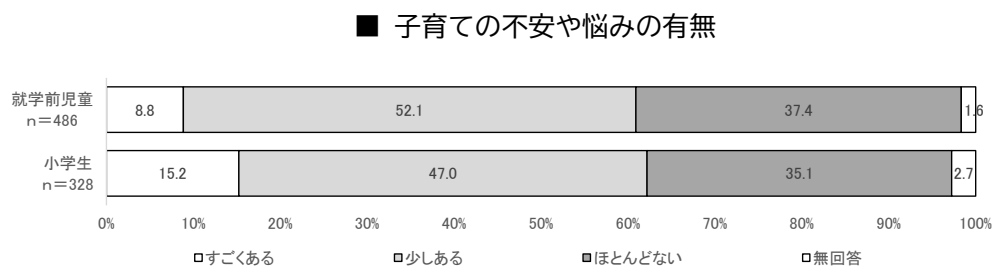


資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(4) 子育ての不安や悩み

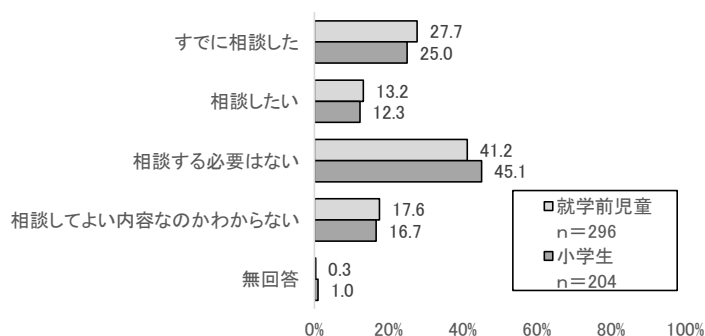
子育ての不安や悩みを持っている人では、就学前児童・小学生ともに「ある（「すごくある」と「少しある」の合計）」（60.9%、62.2%）が6割台となっています。

不安や悩みについて、第3者（相談窓口の職員、医師、そのほかメンタルヘルスの専門職など）に相談したい人では、就学前児童・小学生で「すでに相談した」（27.7%、25.0%）、「相談したい」（13.2%、12.3%）となっており、相談を必要とする人が4割前後となっています。



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 子育ての不安や悩みについて、第3者への相談



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

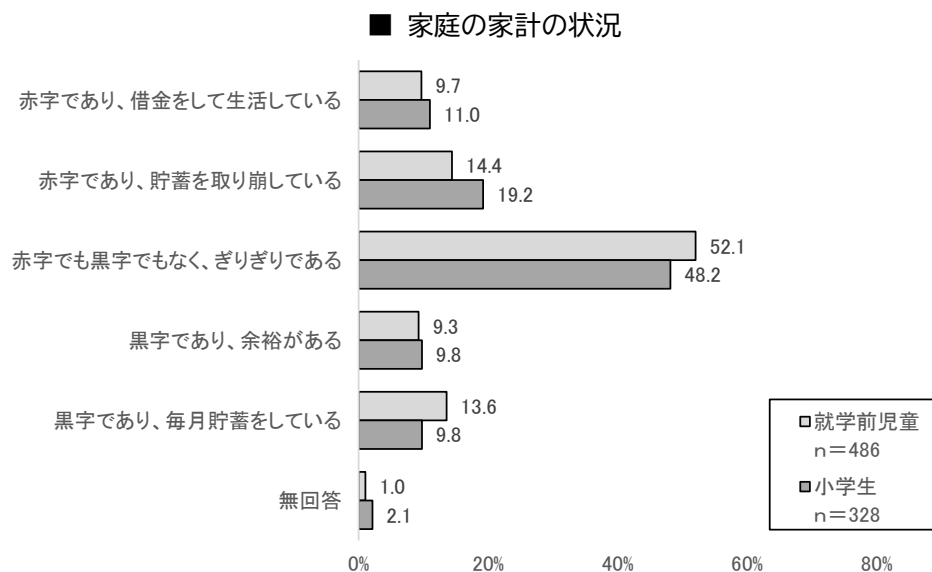


(5) 世帯の生活状況

子育て世帯の生活の状況をみると、就学前児童・小学生ともに、「赤字でも黒字でもなく、ぎりぎりである」(52.1%・48.2%)が最も高く、次いで「赤字であり、貯蓄を取り崩している」(14.4%・19.2%)となっています。

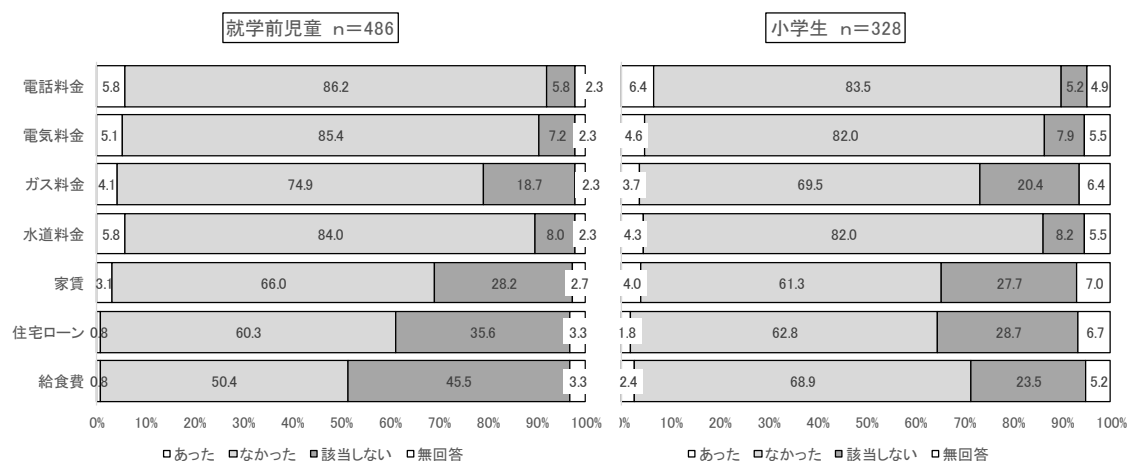
また、「赤字(「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の合計)は就学前児童が24.1%、小学生が30.2%となっています。

経済的な理由で、支払えなかったサービス・料金では、『あった』の就学前児童は「電話料金」「水道料金」(各5.8%)、小学生は「電話料金」(6.4%)が高くなっています。



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 経済的な理由で料金が支払えないこと状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

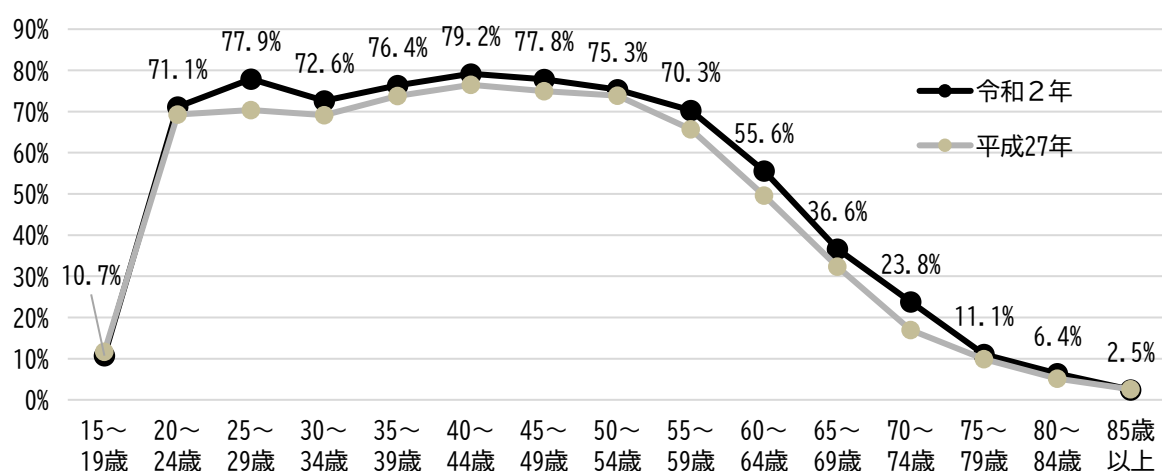
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 女性の就業率の推移

本市の女性の就業率は、全ての年齢階級で令和2年の率が平成27年を上回っています。

なお、25～29歳の就業率が大きく上昇した一方、30～34歳は小幅な上昇となったことによって、いわゆるM字カーブ（結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する線形）が復活しています。

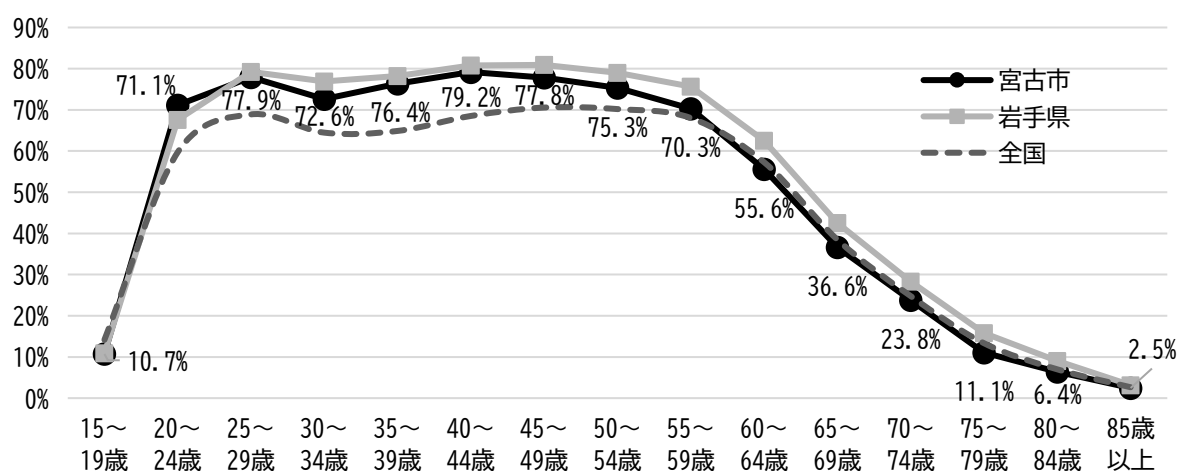
■ 女性の就業率の推移



資料：国勢調査（各年10月1日）

本市の女性の就業率は、岩手県や全国と比較すると、多くの年齢階級で全国を上回る水準である一方、30～34歳をはじめ、岩手県を下回る水準となっています。

■ 女性の就業率の比較



資料：国勢調査（各年10月1日）

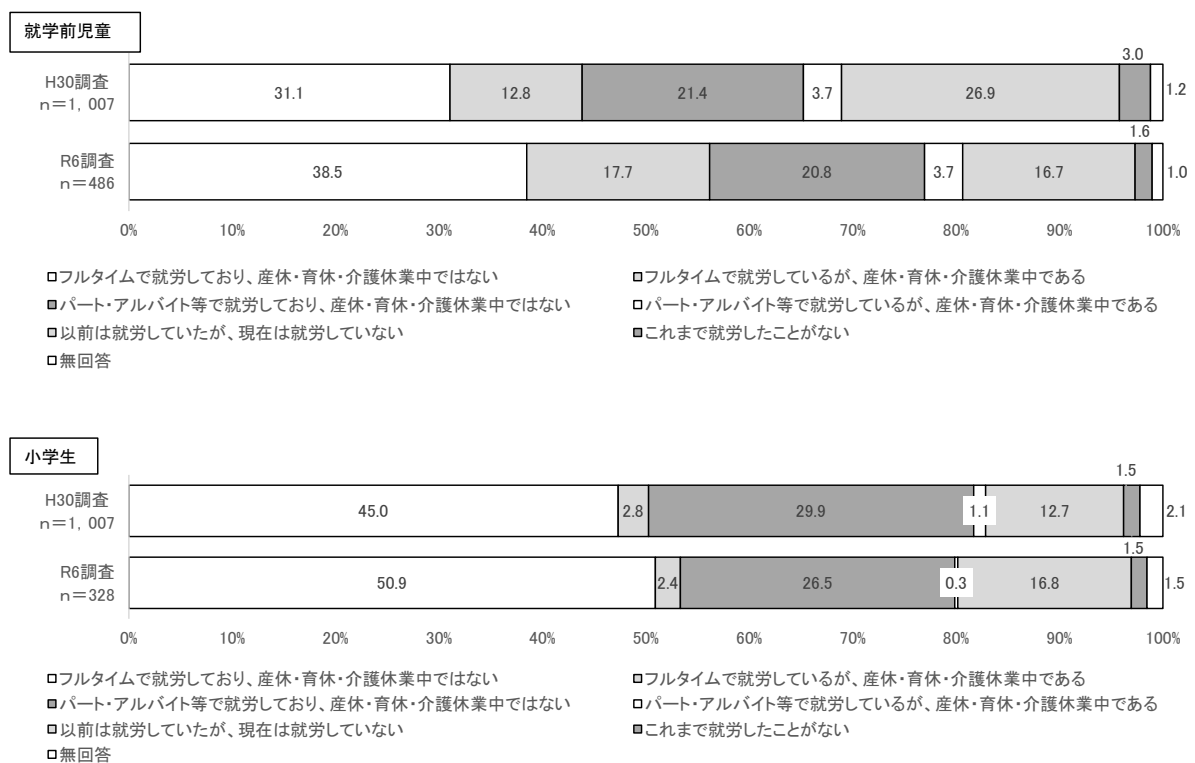


(2) 母親の就労状況・就労意向

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせると、就労している母親は、就学前児童で80.7%、小学生で80.1%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で21.4%、小学生では2.7%となっています。

前回調査(H30)と比較すると、就労している母親の割合は、就学前児童では11.1^{ポイント}、小学生では1.3^{ポイント}高くなっており、「フルタイムで就労している」割合が上昇していることから、保育ニーズの拡大につながる状況となっています。

■ 母親の就労状況



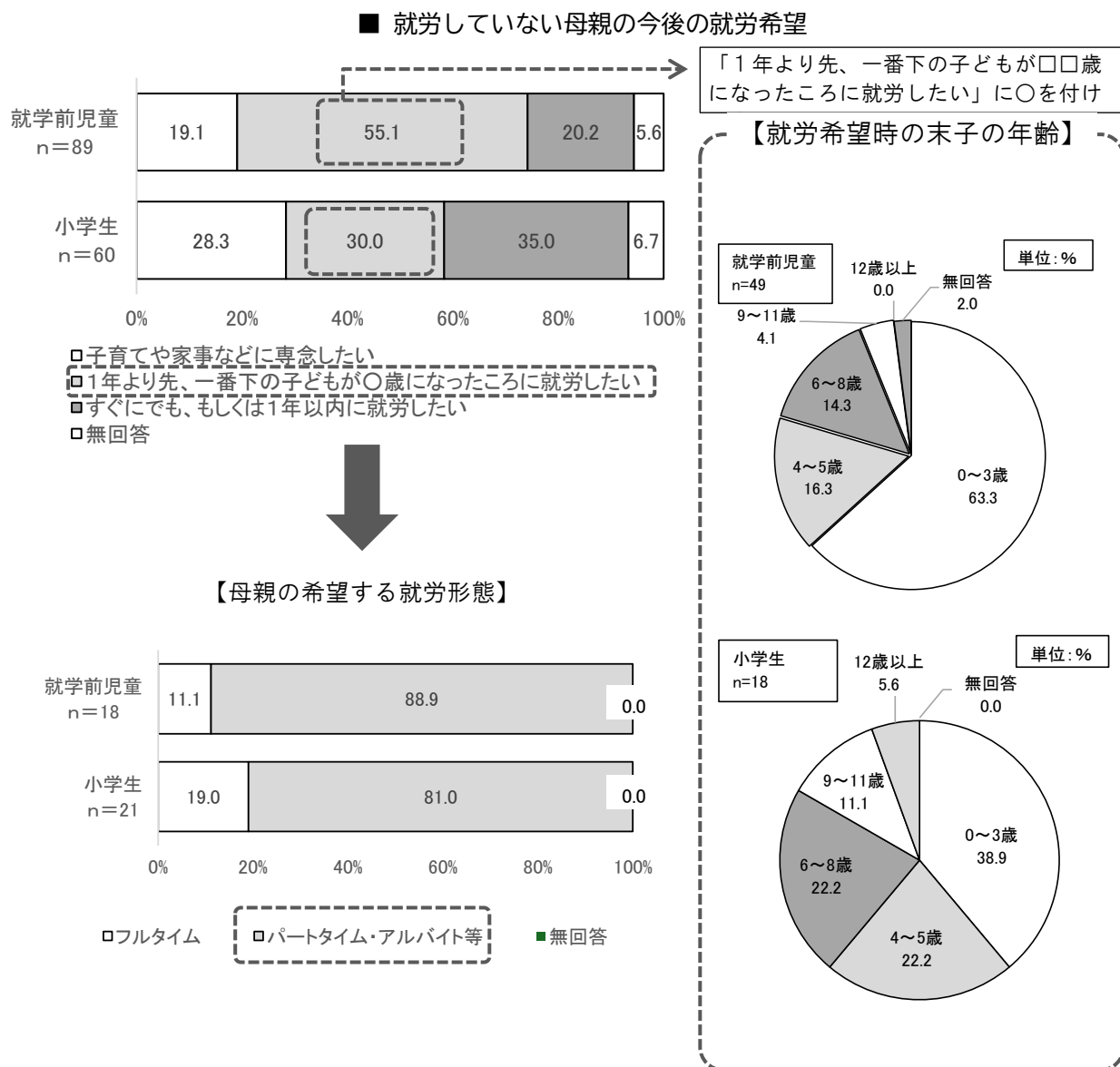
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、現在就労していないが、今後の就労希望がある就学前児童の母親は75.3%となっており、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が88.9%、「フルタイム」が11.1%となっています。

また、1年より先に就労希望があると回答した方の希望時期をみると、一番下の子どもが「0～3歳」になったころの就労を希望している方が63.3%と最も高くなっています。

小学生では、就労希望がある母親は65.0%となっており、希望する就労形態は「パートタイム、アルバイト等」が81.0%、「フルタイム」が19.0%となっています。

また、1年より先に就労希望があると回答した方の希望時期をみると、一番下の子どもが「0～3歳」になったころの就労を希望している方が38.9%と最も高く、次いで「4～5歳」（22.2%）となっています。



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

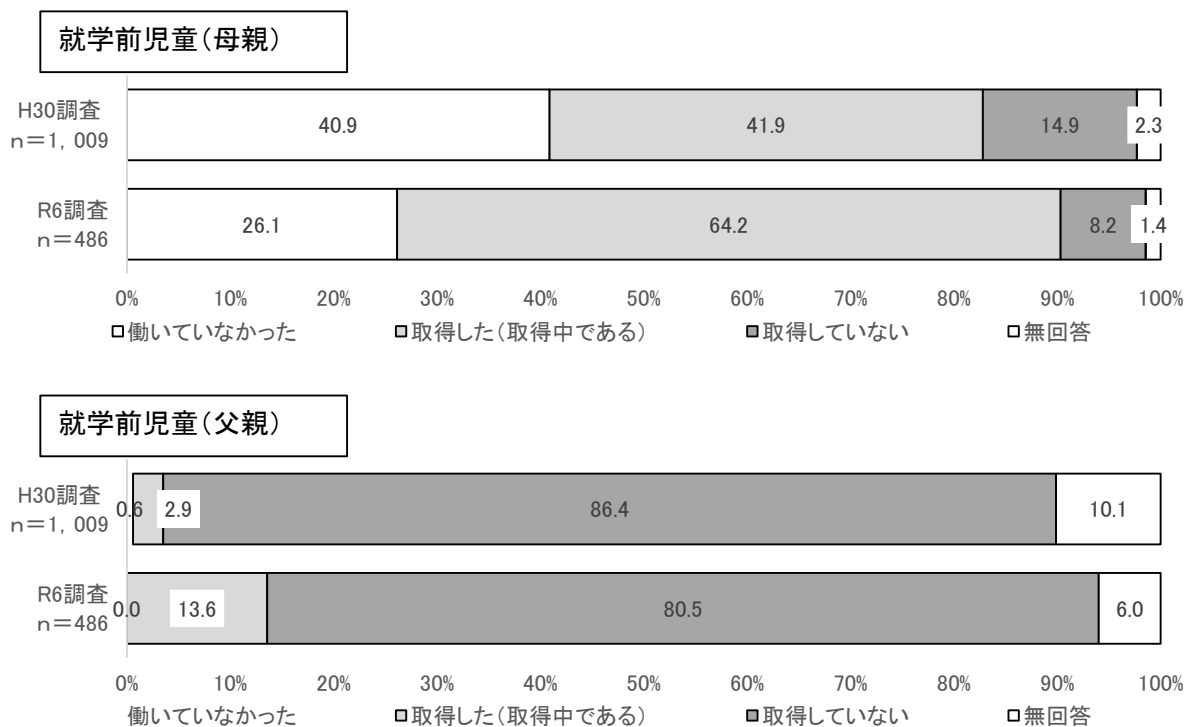


(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は64.2%、一方、父親は13.6%となっています。

前回調査（H30）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は22.3^{ポイント}、父親は10.7^{ポイント}高く、国における育児・介護休業法の改正（産後パパ育休の創設、育児休業の分割取得、育児休業取得状況の公表義務化等）を背景として、取得率が上昇しています。

■ 育児休業制度の利用状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

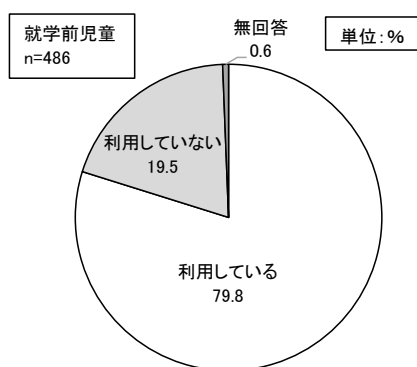
4 子育て支援事業の利用状況・利用意向等

(1) 定期的な教育・保育事業の利用状況・利用意向

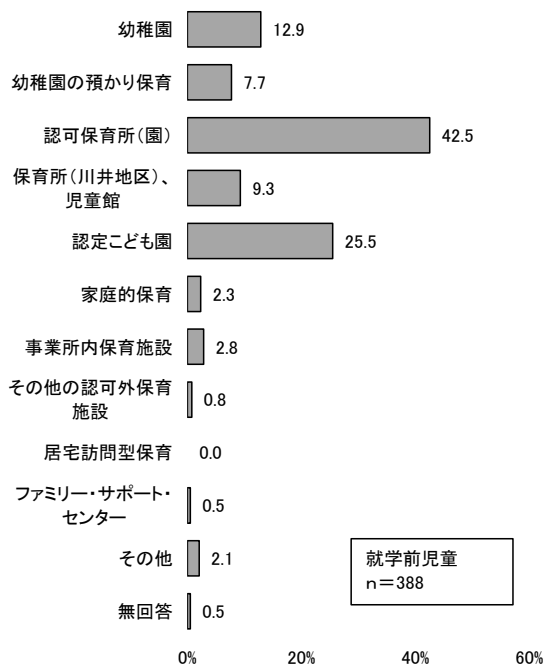
定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は79.8%となっています。利用している教育・保育事業は、「認可保育所（園）」が42.5%、次いで「認定こども園」が25.5%となっています。

また、現在の利用と利用希望との差をみると、「幼稚園」が19.8^{ポイント}、「幼稚園の預かり保育」が15.6^{ポイント}、「認定こども園」が14.6^{ポイント}と、いずれも希望が高い状況です。

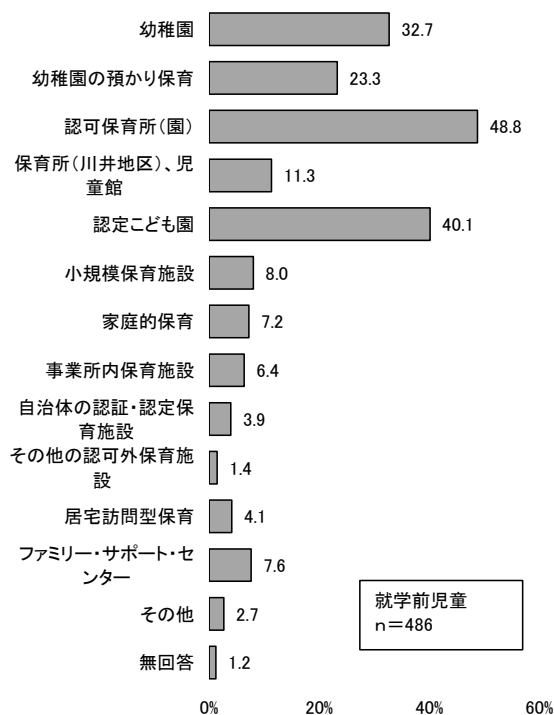
■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 定期的に利用している教育・保育事業



■ 利用を希望する教育・保育事業



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

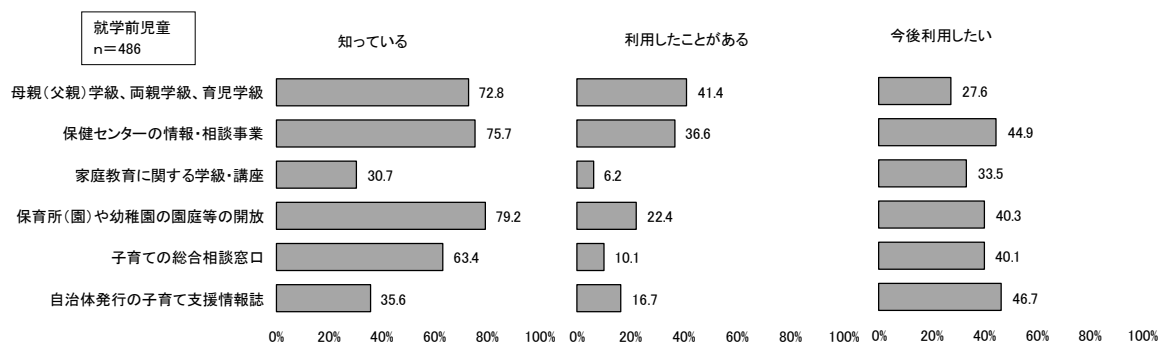


(2) 子育て支援事業の周知度・利用状況・利用意向

子育て支援事業の周知度をみると、「保育所(園)や幼稚園の園庭等の開放」(79.2%)、「保健センターの情報・相談事業」(75.7%)、「母親(父親)学級、両親学級、育児学級」(72.8%)が7割台となっています。

今後の利用希望は、「保健センターの情報・相談事業」(44.9%)「自治体発行の子育て支援情報誌」(46.7%)、「保育所(園)や幼稚園の園庭等の開放」(40.3%)で高くなっています。

■ 子育て支援事業の周知度・利用状況と今後の利用希望

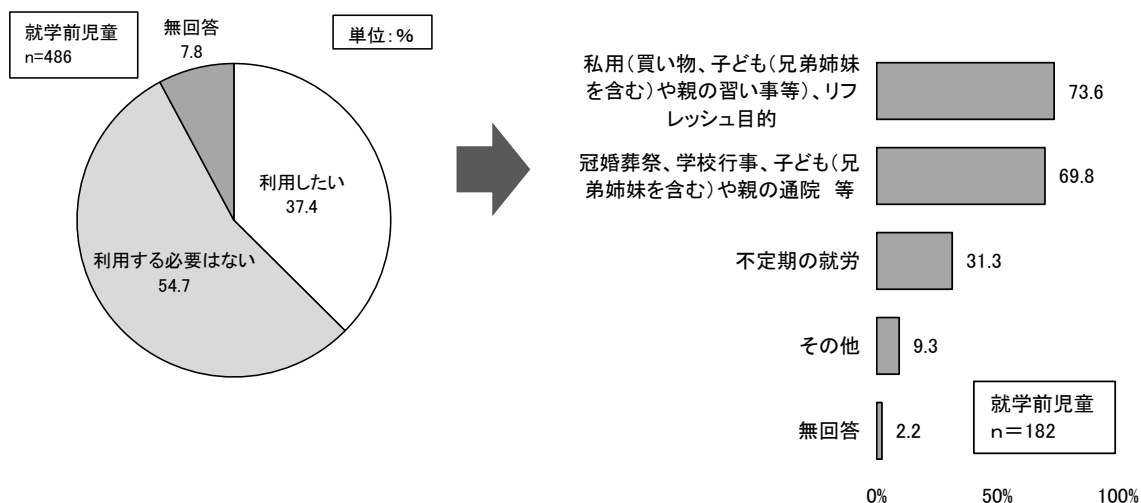


資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(3) 一時保育事業の利用意向

一時保育事業の利用希望をみると、「利用したい」が37.4%となっています。「利用したい」目的は、「私用(買い物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」(73.6%)、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」(69.8%)が7割前後となっています。

■ 一時保育事業の利用希望とその目的



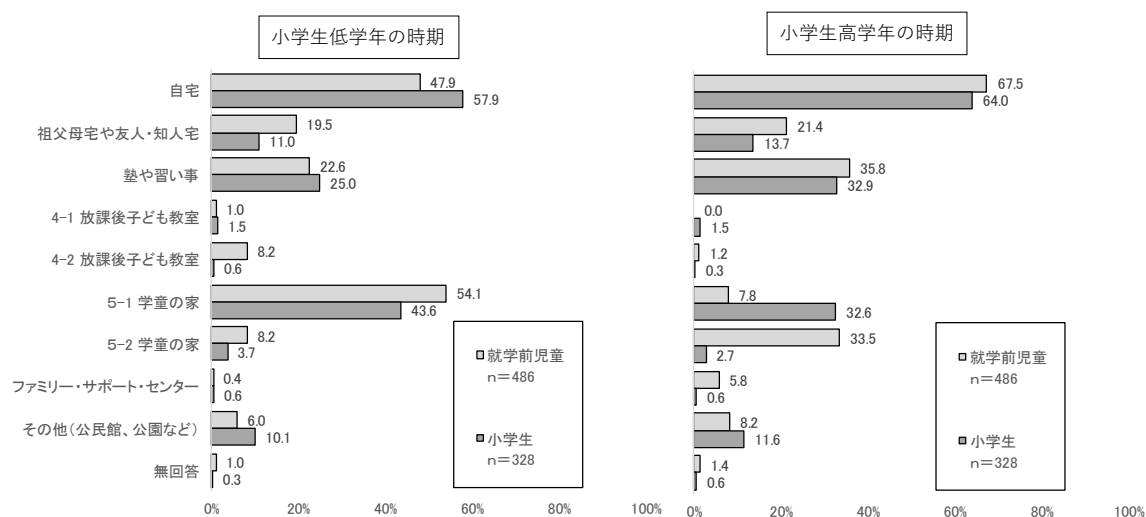
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

(4) 平日の放課後の過ごし方の意向

放課後の過ごし方の希望をみると、就学前児童では、低学年時期は「5-1 学童の家（学童保育）」(54.1%) が最も高く、次いで「自宅」(47.9%)、「塾や習い事」(22.6%) となっています。また、高学年時期は「自宅」(67.5%) が最も高く、次いで「塾や習い事」(35.8%)、「5-2 学童の家（学童保育）」(33.5%)、となっています。

小学生では、低学年時期は「自宅」(57.9%) が最も高く、次いで「5-1 学童の家（学童保育）」(43.6%)、「塾や習い事」(25.0%) となっています。また、高学年時期は「自宅」(64.0%) が最も高く、次いで「塾や習い事」(32.9%)「5-1 学童の家（学童保育）」(32.6%)、となっています。

■ 放課後の過ごし方の希望



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

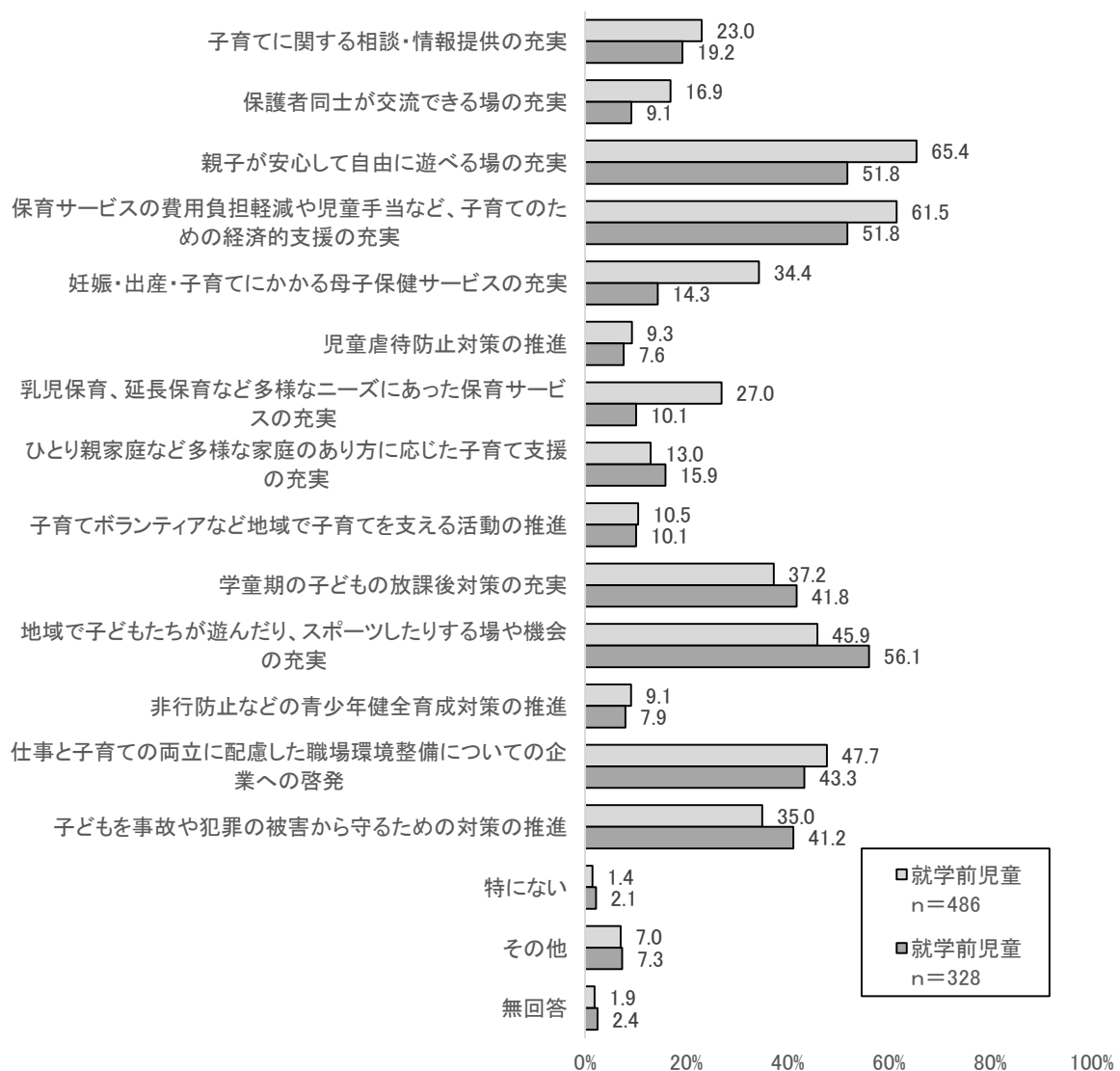


(5) 充実してほしい子育て支援サービス

充実してほしい子育て支援サービスは、就学前児童では「親子が安心して自由に遊べる場の充実」(65.4%)が最も高く、次いで「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」(61.5%)となっています。

小学生では、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」(56.1%)が最も高く、次いで「親子が安心して自由に遊べる場の充実」「保育サービスの費用負担軽減や児童手当など、子育てのための経済的支援の充実」(各51.8%)となっています。

■ 充実してほしい子育て支援サービス



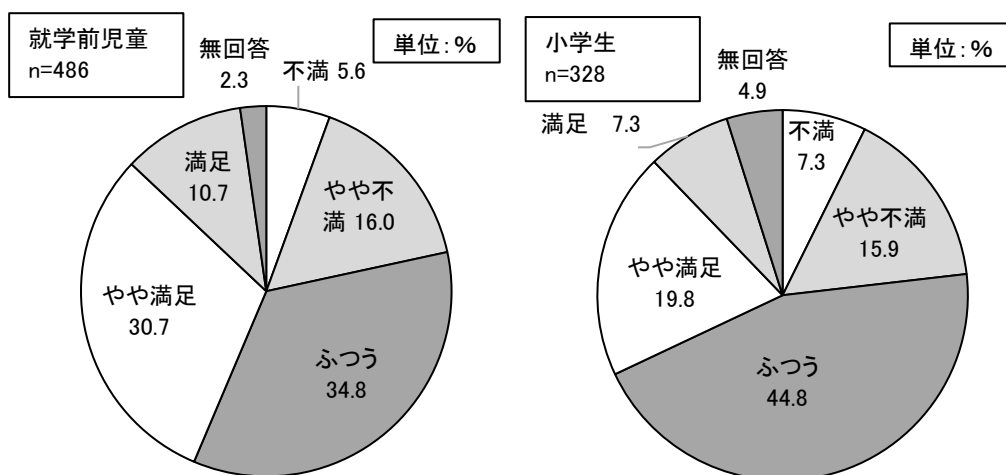
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

5 子育ての環境や支援への満足度等

地域の子育て支援の環境や支援に対する満足度の状況をみると、就学前児童では「満足」と「やや満足」の計が41.4%、「不満」と「やや不満」の計が21.6%で、満足と感じている方が19.8^{ポイント}上回っています。

小学生では「満足」と「やや満足」の計が27.1%、「不満」と「やや不満」の計が23.2%で、満足と感じている方が3.9^{ポイント}上回っています。

■ 居住地域における子育ての環境や支援への満足度



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）



6 施策の進捗評価

宮古市第二期子ども・子育て支援事業計画は、4つの基本目標と10の基本方向並びに123の事業により構成され、その結果として「実施中」が51事業（41.5%）、「推進できた」が38事業（30.9%）、「目標達成」が32事業（26.0%）、「未実施」が2事業（1.6%）という進捗評価となりました。

未実施だった事業は、基本目標Ⅰの「基本方向（2）子育てと就労や社会参加の両立支援」の中の「夜間保育」と「休日保育」の2事業となっています。

■ 第二期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	進捗評価別事業数				
		目標達成	推進できた	実施中	見直しが必要	未実施
計画全体	123	32	38	51	0	2
基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	57	24	7	24	0	2
(1)親と子の健康保持・増進	8	0	0	8	0	0
(2)子育てと就労や社会参加の両立支援	15	5	2	6	0	2
(3)子育て中の家庭への支援	25	14	5	6	0	0
(4)子育てしやすい生活環境の整備	9	5	0	4	0	0
基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり	29	4	12	13	0	0
(1)子どもの健全育成	13	0	7	6	0	0
(2)子どもがのびのびと成長できる環境の整備	16	4	5	7	0	0
基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり	13	0	9	4	0	0
(1)家庭や地域の教育力の向上	9	0	6	3	0	0
(2)次代を担う若い世代への支援	4	0	3	1	0	0
基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり	24	4	10	10	0	0
(1)子どもを支える取り組みの充実	15	1	5	9	0	0
(2)家庭を支える取り組みの充実	9	3	5	1	0	0

7 本市における子育て支援に関する課題

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や「宮古市第二期子ども・子育て支援事業計画」の施策進捗評価に基づき、課題を5つに分類しました。

これらの課題を解決するための施策を優先的に推進します。

課題1 母子や子どもに対する切れ目のない支援体制の強化

本市では、母子保健事業として各種健康診査や健康教育、家庭訪問による支援、妊産婦や子どもの栄養支援などを実施しているほか、宮古市子育て世代包括支援センターを設置し、保健師等の専門職による妊娠・出産・子育て等に関する相談支援を実施しています。

一方、本市では、少子化とともに子育て世帯における核家族化が進行しており、親族や知人などの子育ての協力者が「いずれもいない」という保護者は10%強で、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答率が小学生の保護者で低下しています。

また、ニーズ調査では、子育ての不安や悩みについて第三者への相談を必要とする人が4割前後となっており、全国的に虐待に関する相談件数が過去最多を更新する中、子育て家庭の孤立を防ぐとともに、不安や悩みを抱える保護者に対して、出産から育児まで切れ目なく相談に対応するような支援体制の強化が求められます。

課題2 多様化するニーズに対応した教育・保育、子育て支援サービスの充実

本市では、女性の就業率が上昇しているとともに、ニーズ調査結果では母親におけるフルタイム就労の割合の上昇が見られ、全国的な動向と同様に、今後もこの上昇の継続が見込まれる中、保育やその他両立支援の施策の必要度が増しています。

また、ニーズ調査では、就学前児童の約4割が一時保育事業の利用を希望する結果となっているほか、令和8年度からは全国全ての自治体で「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始される予定となっていることへの対応や、障がい児や医療的ケア児、外国人児童への配慮や対応など、多様化するニーズに対応した教育・保育、子育て支援サービスの充実が求められます。



課題3 放課後等の安全・安心な居場所づくり

ニーズ調査では、放課後の過ごし方の希望として、低学年時期は「学童の家（学童保育）」を希望する就学前児童の保護者が54.1%と、共働き家庭の増加を背景として、半数以上の保護者が学童保育を希望する状況となっています。

また、ニーズ調査では、充実してほしい子育て支援サービスとして、就学前児童では「親子が安心して自由に遊べる場の充実」が、小学生では、「地域で子どもたちが遊んだり、スポーツしたりする場や機会の充実」が最も高い回答率となっており、遊び場等の充実が求められている状況です。

今後も、学童保育や放課後子ども教室をはじめ、子どもの成長に繋がる安全・安心な居場所づくりについて、保護者のニーズを反映しながら、さらに充実していくことが求められます。

課題4 子どもの健全育成のための取り組みの充実

本市では、ブックスタートをはじめとする乳幼児期からの取り組みや小中学生を対象とする様々な体験学習の取り組みとともに、豊かな人間性を育むための地域と学校が連携した取り組みなど、子どもの健全育成のための取り組みを進めています。

今後も、自己肯定感や道徳性、社会性などを育み、子ども一人ひとりの個性を尊重し、その可能性を伸ばすための質の高い教育を推進するとともに、地域や学校、保育所、認定こども園、幼稚園、民間団体、民間企業等と連携・協働し、子どもの年齢や発達の程度に応じた多様な体験・経験の機会の提供が求められます。

課題5 子どもの貧困の解消

本市では、子どもの貧困の解消に向けた対策として、関係機関や庁内の部署が連携し、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援や相談等を行っています。

ニーズ調査では、世帯の生活状況について「赤字（「赤字であり、借金をして生活している」と「赤字であり、貯蓄を取り崩している」の合計）が、就学前児童の家庭で24.1%、小学生の家庭で30.2%となっています。

また、ニーズ調査では、経済的な理由で支払えなかったサービス・料金が『あった』との回答が、就学前児童の家庭では「電話料金」「水道料金」（各5.8%）、小学生の家庭では「電話料金」（6.4%）となっています。

今後も、子どもの未来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の連鎖を断ち切り、貧困を解消するため、今後も関係機関や庁内の部署が連携して、困難な状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化するとともに、必要な支援の充実が求められます。



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

《 基本理念 》

**子どもたちの健やかな成長のため、
みんなが安心して子育て出来るまちづくり**

子どもは、私たちに喜びや活力を与えてくれるかけがえのない宝であり、将来の社会を担う大きな希望です。全ての子どもが愛され健やかに成長するように支援することが必要です。

少子化や核家族化の進行など、子育てを取り巻く環境は変化してきていますが、だれもが子育てに夢と喜びを感じることができ、また、安心して子育てしやすい、良質かつ適切な環境づくりを行うことが重要です。

子育ては、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本的な認識の下に、次代を担う子どもたちを育むため、保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮された支援をしていく体制づくりが必要です。

この考え方に基づき、本計画は第2期計画を踏襲し、「子どもたちの健やかな成長のため、みんなが安心して子育て出来るまちづくり」を基本理念として、家族の豊かな愛情のもとで、地域が一体となって子どもたちが健やかに育っていける環境づくりを総合的に進めていきます。

2 子どもの権利の尊重

本市では、市民憲章に定めるまちづくりを通じ、子どもの健やかな成長を全ての大人が力を合わせて支えることにより、安心して子どもを産み育てることができる「ふるさと宮古」の実現を目指していくために、日本国憲法や児童の権利に関する条約、児童福祉法の理念に基づき、令和2年12月に「宮古市子ども条例」を制定しました。

この条例に基づき、次の4つの基本理念を念頭に、全ての大人が力を合わせて子どもの健やかな成長を支え、安心して子どもを産み育てることができる「ふるさと宮古」の実現を目指していきます。

《「宮古市子ども条例」の4つの基本理念》

- ①子どもが、安心、安全に生きていくことができるよう子どもの基本的人権が尊重される。
- ②子どもが、生きる力を身に付けることができるよう支援される。
- ③子どもが、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備される。
- ④保護者が、子どもの成長に伴う喜びを実感できるよう支援される。

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

- 親と子の健康づくりに関わる伴走型相談支援や健康診査、保健指導、医療体制、産後ケアなどを充実し、安全な妊娠・出産から子どもの心身の健やかな発達の支援に向け取り組んでいくとともに、育児に不安や困難を感じている保護者への支援について、関係機関が連携し、早期に負担軽減を図ることができるよう適切な支援を実施します。
- 全ての子育て家庭が安心して子育てができるように、多様なニーズに応える基盤整備ときめ細かな子育て支援サービスの充実を図ります。
- 子育て家庭に対する保育料や医療費負担を軽減するための支援など経済的な支援対策を継続し、子どもを安心して育てることができる環境づくりを推進します。

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

- 地域と関係機関が一体となって、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、思春期教育等を通して自他の生命尊重等道德性を養い豊かな心を醸成します。
- 子どもたちの生きる力、豊かな心、健やかな体を育むことを目的として、学校教育における創意工夫ある教育課程を推進し、また、地域における豊かな自然や伝統文化を活かした体験学習の充実を図ります。
- 放課後や休日等における子どもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり

- 子どもの健やかな成長を育むために、基本的な生活習慣の確立や社会のルールなど家庭の教育力の向上を図り、子育てに関する情報提供や親同士の交流、地域との交流など、様々な機会や体験を通じて親子がともに学べる機会を提供します。
- 次代の親の育成のために、乳幼児とのふれあいを体験する機会を提供します。また、子育てや子どもの権利に関する学習機会や啓発活動を充実し、地域における教育力の向上を図り、地域が親と子に寄り添いながら健やかな成長を支援します。

基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり

- 保護や支援を要する子ども・家庭について、関係機関との連携を図り、早期発見や必要な支援を実施する取り組みを進めます。
- 災害により被災した子どもに対し、関係機関と連携し、子どもの心に寄り添った支援を推進します。
- 障がいのある子どもや発達が気になる子ども、医療的ケア児、外国につながる子ども等、特別な配慮や支援を必要とする子どもや保護者への相談体制の充実を図るとともに、関係機関によるネットワークづくりを推進します。
- ひとり親家庭への支援をはじめ、子どもの貧困の解消に向けて、教育の支援、生活の支援、保護者の就労支援及びその他の経済的な支援の充実を進めます。

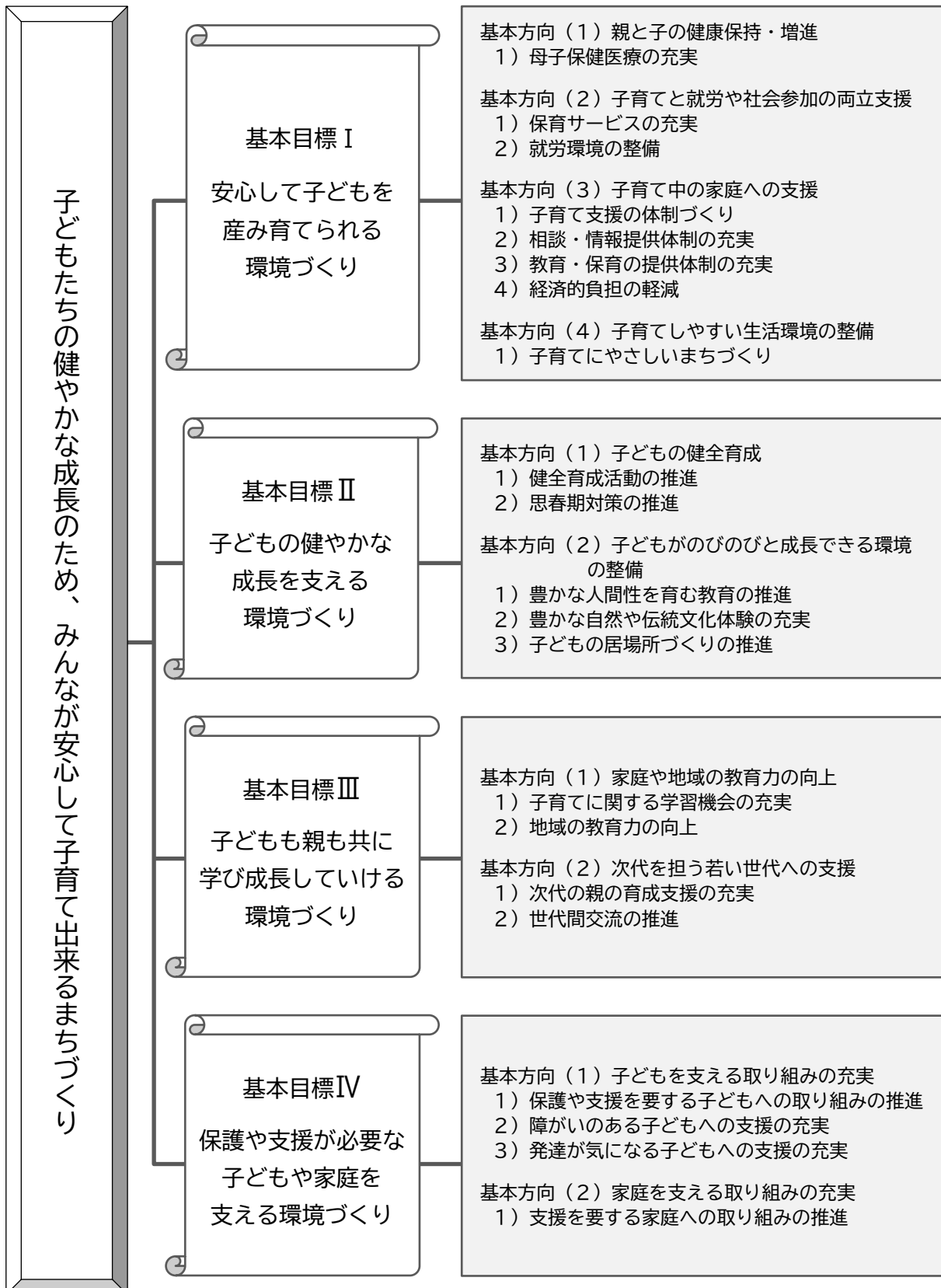


4 施策の体系図

《基本理念》

《基本目標》

《基本方向》





第4章

子育てに関する施策の展開



第4章 子育てに関する施策の展開

次世代育成支援対策推進法が令和6年に一部改正され、有効期限が令和17年3月31日まで延長されたことを受け、これに基づく「行動計画策定指針」（以降「指針」という。）も改正されました。

本市では、この指針に基づく行動計画を子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定し、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、職業生活と家庭生活との両立の推進等の次世代育成支援対策を総合的にきめ細かく取り組んでいます。

今般、第二期計画の期間満了に伴い、必要な見直しを行い、令和7年度からの5か年を期間とする本計画において、改正後の指針に基づく本市に必要な施策を盛り込みました。

なお、市町村の行動計画に関する改正事項は、行動計画に盛り込むべき事項について、主に国のこども大綱の「こども施策に関する重要事項」等を引用するというものであり、本市の現状と課題やこども大綱の方向性を踏まえつつ、必要な見直しを行いました。

また、第二期計画に基づく関連事業について、その進捗評価を行い、必要に応じて事業内容の見直しを行いました。事業の評価ランクは、以下の通りです。

◆ 各事業の評価指標 ◆

- 「A」：目標達成
- 「B」：推進できた
- 「C」：実施中である
- 「D」：実施したが見直しが必要
- 「E」：未実施

基本目標Ⅰ 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

基本方向（１）親と子の健康保持・増進

現状と課題

- 妊娠・出産は、身体的・精神的に不安が大きいことから、栄養指導をはじめとする妊娠初期からの支援等の保健指導が必要です。
- 産後うつ病や育児不安の早期発見・支援など、妊産婦のメンタルヘルスケアをはじめ、産後ケアの充実が課題です。
- 乳幼児期における疾病や障がいの早期発見・支援のために、健康及び発達状況の確認を行う定期的な健康診査などが必要です。
- 国において「成育基本法」（平成30年法律第104号）が施行され、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」が示されており、成育過程にある者等に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することが求められています。

施策の方針

１）母子保健医療の充実

- 安全な妊娠・出産のため、正しい知識や情報の提供、メンタルヘルスに関する取り組みなど、産前産後の支援の充実を図るとともに、伴走型の相談支援を行いながら母子の心身の状況や養育環境の把握に努め、助言や指導を行い適切な養育環境の確保に努めます。
- 妊産婦等の妊娠期及び産後の負担を軽減し、安全安心な妊娠・出産と乳児の健やかな成長のため、こども家庭センターを中心に、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を行うとともに、各種母子保健事業等を展開します。
- 全ての乳児のいる家庭を早期に訪問し、母親の育児不安の軽減を図るとともに、必要に応じ関係機関との連携を図り適切な支援を実施します。
- 訪問指導、健康診査などを通じて、健康状態や発達の遅れ、育児放棄、虐待などを早期に把握し適切な支援を実施します。
- 妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を行います。
- 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習や情報提供を行います。
- 小児救急医療の充実を図り、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる小児医療体制の整備を図ります。



■主な事業

①（新生児・乳児）家庭訪問	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、早期の状況把握に努めています。		
②健康診査	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。 《評価理由等》 健康診査で異常の早期発見に努め、育児に関する相談・指導を行っています。未受診者へは受診勧奨を行っています。		
③健康教育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を行います。 《評価理由等》 両親学級や幼児健康教育を実施しています。正しい知識の普及に加え、母子の不安等を把握できるよう努めています。		
④健康相談	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦、乳幼児の保護者に対し相談指導を行います。 《評価理由等》 両親学級や幼児健康相談を実施しています。不安や疑問に対し助言・指導を行っています。		
⑤予防接種	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 予防に重点をおいた子どもの健康づくりとして、接種率を維持するとともに未接種者に対し接種を促します。 《評価理由等》 麻疹風しんや四種混合などの小児の予防接種を実施しています。		
⑥小児救急医療対策	担当課：健康課	評価：C
《事業内容》 休日急患診療所の充実を図るとともに、小児の救急医療の確保、充実を図ります。 《評価理由等》 宮古市休日急患診療所において、発熱等の小児患者を受け入れ、医療の提供を行っています。		
⑦妊産婦栄養支援	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。（妊娠出産期の食育） 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室や妊産婦の不安や疑問に対する個別相談を実施しています。		
⑧子どもの栄養支援	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。（乳幼児期・学童期・思春期の食育） 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。		

⑨妊婦等包括相談支援事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 全ての妊婦や子育て家庭を対象に、出産・育児の見通しを立てるための面談を実施し、必要なサービスの紹介等情報提供を実施します。面談は、①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間で実施します。		
⑩こども家庭センター運営事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		

基本方向（２）子育てと就労や社会参加の両立支援

現状と課題

- 核家族化の進行や共働き家庭の増加、ひとり親家庭の増加等に伴い、乳児保育をはじめ、多様なニーズに対応した保育の充実が求められています。
- 保育の充実にあたり、保育人材の確保は喫緊の課題です。
- 男女がともに仕事と子育てを両立できる社会づくりを進めるために、男女共同参画の意識の醸成や、育児・介護休業法における各種制度の普及啓発が必要です。

施策の方針

１）保育サービスの充実

- 保護者のニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- 働く形態の多様化に対応した乳児保育、延長保育、一時的保育、障がい児保育を実施するとともに、夜間保育及び休日保育については、需要の動向を見極めながら実施について関係機関で協議します。
- 臨時保育士の採用のほか、潜在保育士の活用を検討し、保育士の確保を図ります。

■主な事業

①病後児保育	担当課：こども家庭センター	評価：C
《事業内容》 児童等が病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、児童を保育所等において一時的に預かります。		
《評価理由等》 令和2年以降も小山田保育所で継続実施しています。		
②乳児保育	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 産休明けからの乳児保育について継続実施します。		
《評価理由等》 0歳、1歳、2歳の乳児について、各園にて乳児保育を実施しています。		



③延長保育	担当課：こども家庭センター	評価：C
《事業内容》 開所時間を超える保育について継続実施します。 《評価理由等》 民間保育所2箇所・認定こども園3箇所において、11時間を超える保育を実施しています。		
④一時保育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急時に一時的に行う保育について継続実施します。 《評価理由等》 令和2年以降も小山田保育所、田老保育所、新里保育所で継続実施しており、目標を達成しています。		
⑤夜間保育	担当課：こども家庭センター	評価：E
《事業内容》 午後6時以降、保護者が仕事等により保育できない場合、保護者に代わって保育をします。需要の動向を見極めながら実施を検討します。 《評価理由等》 一部、事業所内保育施設又は、認可外保育施設でのみ実施されています。		
⑥休日保育	担当課：こども家庭センター	評価：E
《事業内容》 日曜、祝祭日の保育について、需要の動向を見極めながら実施を検討します。 《評価理由等》 継続して実施に向けた検討を進めます。		
⑦（幼稚園における）預かり保育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 希望する園児を対象に私立幼稚園で行っている預かり保育の充実を支援します。 《評価理由等》 令和2年以降も民間幼稚園等で継続実施しており、目標を達成しています。		
⑧障がい児保育	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 障がいのある子ども（身体障害者手帳、療育手帳等を所持）で、保育の実施を要する児童に対し、保育所において保育サービスを提供します。 《評価理由等》 公立の3保育所に看護師を配置し実施しています。		
⑨園児バスの運行	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 重茂児童館及び小国保育所への園児送迎バスを運行します。 《評価理由等》 令和6年度は重茂児童館の送迎バスの利用が無いため未実施ですが、その他は計画どおりであり、重茂児童館及び小国保育所で送迎バスを運行しています。		
⑩保育人材の確保	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 平成30年度より、宮古市子ども・子育て幸せ基金を活用し、「民間保育士住居費支援事業補助金」「民間保育士奨学金等返済助成金」「民間保育士再就職支援金」を給付するなど、保育士の確保に努めています。 《評価理由等》 計画どおりに実施し、毎年平均4人の新規就業につながっています。		

2) 就労環境の整備

- 市民や事業所等に、ワーク・ライフ・バランスの実現のため、育児・介護休業法における育児短時間勤務や子の看護休暇などの各種制度の普及と活用しやすい職場環境づくりを進めるため、関係機関と連携して事業所におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みの働きかけをしていきます。
- 育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の改正（令和6年5月）を踏まえつつ、柔軟な働き方を実現するための措置の実施や男性の育児休業の取得促進に向けて、広報、市ホームページによる情報提供、事業所等への働きかけなど普及啓発を図ります。
- 家事・育児・介護等の家庭生活は男女の共同責任であるという認識の浸透を図るなど、性別による固定的な役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会についての講座の開催等を行います。
- 女性就業者の妊娠中及び出産後の適切な健康管理が図られるよう、関係機関と連携して啓発を図ります。

■主な事業

①男女共同参画醸成	担当課：各課（生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②母子家庭等自立支援給付金事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
③育児休業制度等普及啓発	担当課：産業支援センター	評価：C
《事業内容》 事業所における育児休業制度の一層の普及を促進するための啓発を実施します。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し、啓発しています。		
④女性就労者健康管理啓発	担当課：産業支援センター	評価：C
《事業内容》 妊娠中、出産後の女性労働者の健康管理、母性保護を図るための啓発を実施します。 《評価理由等》 外部セミナー等の案内をメールマガジンにて配信し、啓発しています。		
⑤子の看護休暇制度啓発	担当課：産業支援センター	評価：C
《事業内容》 子どもの看護のための休暇制度の普及啓発を図ります。 《評価理由等》 市ホームページに掲載し、啓発しています。		



基本方向（３）子育て中の家庭への支援

現状と課題

- 少子化や核家族化の進行、コロナ禍による影響等による社会環境の変化に伴い、地域住民相互の社会的なつながりが希薄化するなど、家庭における養育力や地域における子育て力が低下してきています。
- 親子の交流の場や子ども同士の交流など、多くの人とのふれあいや体験の機会を増やすことが必要です。
- 令和８年度から全国全ての市町村で「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が開始される予定となっているなど、保護者の就労の有無に関わらず、子どもや子育て家庭を支援する取り組みの充実が求められている状況です。
- 家庭環境や収入の多寡に関わらず、誰もが安心して子育てができるよう、医療費の助成、保育にかかる費用の軽減など継続的な経済的支援が求められています。

施策の方針

１）子育て支援の体制づくり

- 保護者の就労の有無に関わらない、子育て支援体制の充実を図ります。
- 子育て中の親子が集まる機会を利用して子育ての仲間づくりを支援します。
- 民生委員・児童委員、子育て支援関係団体などによる子育て支援活動の充実を図ります。

■主な事業

①ファミリー・サポート・センター	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者を組織化し、相互援助活動を行うため、センターの充実を図ります。 《評価理由等》 計画どおり、委託事業により実施しており、目標を達成しています。		
②つどいの広場	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場として「つどいの広場」を開設しています。 《評価理由等》 市内３か所で、委託事業により実施しており、目標を達成しています。		
③地域子育て支援センター	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、出前ひろば、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を促進します。 《評価理由等》 小山田保育所で継続的に実施しており、目標を達成しています。		

④幼稚園における子育て支援活動	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 未就園児の親子登園、子育てサークルの支援、子育てに関する相談や情報提供を促進します。 《評価理由等》 各園において、未就園児と保護者のためのイベント等を実施しています。		
⑤民生委員・児童委員活動	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 民生委員・主任児童委員による子どもや家庭に対する相談、援助活動の充実を図ります。 《評価理由等》 各年度において、相談支援活動の約25%が子どもに関する分野であり、継続的な活動が実施できています。		
⑥こども誰でも通園制度【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保育所等において、満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握しつつ、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。本事業は令和7年度より実施します。		

2) 相談・情報提供体制の充実

- こども家庭センターが妊娠・出産・子育てのワンストップ窓口となり、母子保健や子育て全般に関する相談支援を行います。
- 地域子育て相談機関等が、子ども・子育てに関して気軽に相談できる身近な場として、子どもやその保護者、妊婦やその家族に対し関係づくりに努めます。
- 子育て関連情報の分かりやすい周知を行います。

■主な事業

①子育てマップ等作成	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 各種の子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成、提供します。 《評価理由等》 子育て支援センターで、毎年継続的に作成しており、目標を達成しています。		
②つどいの広場〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 主に乳幼児をもつ子育て中の親子の交流の場を提供する「つどいの広場」の内容の充実を図ります。 《評価理由等》 市内3か所で、委託事業により実施しており、目標を達成しています。		
③地域子育て支援センター〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保育所等による地域の子育て家庭に対する相談指導、出前ひろば、子育てサークルへの支援活動等の総合的な子育て支援を促進します。 《評価理由等》 小山田保育所で継続的に実施しており、目標を達成しています。		



④（新生児・乳児）家庭訪問〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、早期の状況把握に努めています。		
⑤健康教育〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を行います。 《評価理由等》 両親学級や幼児健康教育を実施しています。正しい知識の普及に加え、母子の不安等を把握できるよう努めています。		
⑥健康相談〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊婦、乳幼児の保護者に対し相談指導を行います。 《評価理由等》 両親学級や幼児健康相談を実施しています。不安や疑問に対し助言・指導を行っています。		
⑦こども家庭センター運営事業【新規】 〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		
⑧地域子育て相談機関【新規】	担当課：健康課	評価：－
《事業内容》 中学校区に1か所（国から示された設置の目安）として、市内に11か所設置し、地域の住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行います。		

3) 教育・保育の提供体制の充実

- 認定こども園の整備促進など民間活力の活用も含めた保育所の適正配置を進めます。
- 私立の幼稚園・保育園の職員の資質の向上を図るための支援を継続します。

■主な事業

①保育所等適正配置	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 民間活力の活用も含めた保育所等の適正配置を進め待機児童の解消に努めています。 《評価理由等》 令和2年に花輪保育所を公設民営で新築しました。待機児童ゼロを継続しています。		
②私立幼稚園支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 幼稚園の振興や職員の資質向上を図ることを目的として、補助金交付による支援を行います。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
③私立保育園支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 私立保育園の振興と職員の資質向上を図ることを目的として、補助金交付による支援を行います。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		

4) 経済的負担の軽減

- 妊産婦・乳幼児・小学生・中学生・高校生・ひとり親家庭等の医療費の負担軽減を継続します。
- 保育所や幼稚園等の保育にかかる費用の負担軽減に関する市独自の取り組みをはじめ、子育て世代の負担軽減を図ります。
- 高校生及び大学生等へ奨学金を貸し付けることにより、次代を担う子どもたちの教育機会の拡大と保護者の負担軽減を図ります。
- 経済的な理由で学校に通うことが難しい子どもの保護者に対し、学校教育法等に基づき、就学に必要な学用品・給食費などの援助を継続して行います。
- 市内小中学校の児童生徒の学校給食費の完全無償化を実施します。

■主な事業

①妊産婦・乳幼児・小学生・中学生・高校生・ひとり親家庭等医療費給付事業	担当課：総合窓口課	評価：A
《事業内容》 妊産婦、乳幼児、小中学生及びひとり親家庭の医療費負担を軽減するため、医療費支援を行います。 《評価理由等》 乳幼児、小中学生に加え、令和3年4月から、医療費助成の対象を高校生まで拡大しました。また、妊産婦について、令和3年4月から、世帯の課税状況に関わらず、一律に、自己負担無しとしました。		
②保育料負担軽減	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保育所や幼稚園の保育料について、子育て支援を推進するため、保護者の負担軽減を図ります。 《評価理由等》 国制度による保育料免除の対象とならない全ての子どもの保育料を無償としています。		
③児童手当	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するために、中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
④児童扶養手当	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
⑤養育医療給付事業	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な児童に対して、指定養育医療機関が行う養育に係る医療費等の一部を助成します。 《評価理由等》 身体の発育が未熟なまま生まれ、入院治療が必要な児童に対して、指定養育医療機関が行う養育に係る医療費等の一部を助成しています。		



⑥奨学金貸付	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 高校生及び大学生等に対し、奨学金の貸付を行います。 《評価理由等》 令和6年度から、所得要件・成績要件を廃止するなど、対象を拡大し、奨学金の貸付を行っています。		
⑦就学援助	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 経済的な理由で学校に通うことが難しい児童生徒のため、学用品費などの援助を行います。 《評価理由等》 令和4年度から新たにオンライン学習通信費を対象費目に追加しました。		
⑧宮古市在宅子育て支援金	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 市内でお子さん（誕生月から3歳の誕生月まで）を養育する世帯のうち、保育施設などを利用しないで子育てをしている世帯に対して多様な子育てができるように、経済的な支援を行うため子育て支援金の給付を行います。 《評価理由等》 計画どおり、対象世帯へ給付を行いました。		
⑨副食費の助成	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 保育所や認定こども園、幼稚園等に通う3歳児以上の子どものうち、国制度による副食費免除の対象とならない全ての子どもの副食費を助成しています。 《評価理由等》 国による幼保無償化の対象とならない副食費（おかず・おやつ代）についても、市独自の助成として月4,800円を超えない範囲で軽減を行っています。		
⑩子どもの国保税均等割減免	担当課：総合窓口課・税務課	評価：C
《事業内容》 子育て世代の負担軽減を図るため、平成31年年度分より18歳以下の子どもを対象に国民健康保険税における子どもの均等割減免を実施します。 《評価理由等》 国保被保険者者のうち、18歳以下の子どもの国保税の均等割を減免しています。		
⑪学校給食費の無償化【新規】	担当課： 教育委員会事務局総務課	評価：－
《事業内容》 子育て世帯の経済的負担軽減のため、市内小中学校の児童生徒の学校給食費の完全無償化を実施します。		

基本方向（４）子育てしやすい生活環境の整備

現状と課題

- 本市で安心して暮らし、子育てしてもらえるよう、子どもや子育て家庭にやさしい生活環境の整備を進める必要があります。
- 全国的には、子どもが生命を失う犯罪や事故が後を絶たず、生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があり、犯罪被害や事故等の安全を確保することが全ての子どもたちが健やかに育つための大前提です。

施策の方針

１）子育てにやさしいまちづくり

- 妊婦や乳幼児連れの親等全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化を推進します。
- 子育てをしやすいよう、住宅の取得、増改築等に対する融資等の支援対策について、その有効活用のための情報提供を行います。
- 交通事故や犯罪から子どもを守るため、交通安全についての講習会の開催や防犯設備の整備を推進します。

■主な事業

①男女共同参画醸成〈再掲〉	担当課：各課（生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、研修会の開催や広報活動を推進します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②バリアフリー化推進	担当課：都市計画課	評価：C
《事業内容》 公園施設について、全ての公園利用者が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を推進します。 《評価理由等》 令和２年度、田の神公園トイレを実施済みです。令和６年度、ひばり公園トイレを実施中です。		
③化学物質環境対策	担当課：環境課	評価：C
《事業内容》 化学物質に関する啓発や情報提供を行います。 《評価理由等》 大気汚染及び水質汚濁については定点観測を実施しており、環境基準の超過はありませんでした。環境基準を超過した場合には、市民への情報提供を行います。		



④交通安全教育	担当課：生活課	評価：C
《事業内容》 日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、講習会などによる交通安全教育をより一層推進します。 《評価理由等》 日常生活において交通安全に必要な基本的技術及び知識を習得させるため、「交通安全教室」開催していましたが、コロナ禍の影響により実施回数が減り、参加者数は減少したものの、毎年一定の参加者数を確保しています。		
⑤防犯設備整備	担当課：建設課	評価：A
《事業内容》 通学路における防犯灯の整備を推進します。 《評価理由等》 地域や学校の要望に応じて、防犯灯の新設やLED化を進めています。		
⑥住環境の整備推進	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 居住者が住みやすいと実感できるユニバーサルデザインによる住環境の整備を促進します。 《評価理由等》 住宅新築の事前相談や確認申請審査を通じて、法令に則した施設整備の指導を継続しました。		
⑦公営住宅建設	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 良質な公営住宅の整備を推進します。 《評価理由等》 良質な市営住宅の供給のために長寿命化型改善等を継続して実施しています。		
⑧シックハウス対策	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 室内空気汚染に関する相談対応を行います。 《評価理由等》 化学物質等による室内環境の相談受付体制を継続しました。		
⑨建築基準法の遵守	担当課：建築住宅課	評価：A
《事業内容》 住宅やビル等の居室を対象として、クロルピリホスの使用禁止、ホルムアルデヒドに関する建築材料の使用制限等の義務付けを指導します。 《評価理由等》 住宅新築の事前相談や確認申請審査を通じて、法令遵守の指導を継続しました。		

基本目標Ⅱ 子どもの健やかな成長を支える環境づくり

基本方向（１）子どもの健全育成

現状と課題

- 地域ぐるみでの非行防止の取り組みが引き続き必要であるほか、インターネット利用の低年齢化が進む中で、子どもの健全育成を阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題が起きており、子どもたちが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用でき、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題です。
- 心身の発達や疾病予防など、自己の健康について理解できる知識を子どもたちが身に付けていくこと、そして、思春期教育を通して、性に関する正しい知識を身に付けていくことを支援する取り組みが必要です。
- 次代を担う子どもの健やかな成長を支援するために、スポーツや読書など多様な活動環境の整備を図ることが必要です。

施策の方針

１）健全育成活動の推進

- 関係機関、関係団体と少年センターが連携して、啓発活動及び街頭補導活動により青少年の非行未然防止と健全育成を図ります。
- 関係機関や地域と連携したインターネット利用マナー啓発を定期的を実施します。
- 子どもの自主性を尊重した子ども会活動の活性化を推進し、地区ＰＴＡとの連携を図りながら、子ども会が行う各種活動の支援を実施します。
- 子どもの体力づくり、健康づくりを図り、集団での生活に慣れ親しみ、自主性や積極性を養えるよう、スポーツ少年団の活動や各種スポーツ大会の開催支援を実施します。
- 読書の大切さを認識し、乳幼児期から読書に親しむ環境の充実を図ります。

■主な事業

①少年センター運営	担当課：生活課	評価：C
《事業内容》 関係機関・団体や、家庭・学校・地域と連携した朝の挨拶・声掛け運動及び街頭巡回を市内各所で継続的に実施し、少年犯罪(非行)の防止活動をより一層推進します。 《評価理由等》 関係機関・団体や、家庭・学校・地域と連携し、挨拶運動街頭指導、広報活動など、少年犯罪(非行)の防止に取り組んでいます。		



②地域安全活動推進	担当課：各課（生活課）	評価：C
《事業内容》 関係機関・団体等の地域住民と連携・協力して関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置の働きかけを推進するとともに関係機関や地域と連携したインターネット利用マナー啓発を定期的実施します。 《評価理由等》 関係機関等と連携・協力し、関係業界に対する子どもへの有害情報の自主的措置を継続中です。コロナ禍を契機に子供たちは外出する機会が減り、インターネットを利用する機会が増える中、関係機関や地域と連携したインターネット利用マナー啓発を定期的実施しています。		
③生活習慣病予防健診	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 学校の健康診断の際、小学校4年生と中学校1年生に生活習慣病検査を行います。 《評価理由等》 学校の健康診断の際、小学校4年生と中学校1年生に生活習慣病検査を行っています。		
④青少年体験学習推進事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 小学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 《評価理由等》 公民館の事業を通じて、創作体験や調理体験、郷土学習を行いました。		
⑤学校施設開放	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 放課後や休日等における体育館、運動場等の学校施設の開放を行います。 《評価理由等》 コロナ禍により事業を自粛する期間はありませんでしたが、可能な限り実施し、要望等あれば市内小中学校と連携しながら実施しました。		
⑥スポーツ少年団支援	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 スポーツを通じて個々の可能性や集団の中での積極性を養うため、スポーツ少年団での活動を支援します。 《評価理由等》 コロナ禍により活動を自粛する期間はありませんでしたが、その中で対策をしながら、講演会、講習会を実施しました。		
⑦保健体育（スポーツ大会の支援）	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 なわとび大会、ドッジボール大会、ハーフマラソン大会等を支援し、スポーツ、レクリエーションの普及を図ります。 《評価理由等》 コロナ禍によりスポーツ大会開催数は減少しましたが、マスク着用や規模を縮小するなど対策をしながら実施しました。		
⑧子ども読書活動支援事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 子どもの読書活動を支援するため、読書ボランティア講習会等を開催するとともに、乳幼児の心とことばを育む「ブックスタート事業」を継続実施し、乳幼児期から読書に親しむ環境の充実を図ります。 《評価理由等》 読書ボランティア研修会を実施し、読書ボランティアの確保と養成を図っています。市内の7か月児と3歳児に絵本を配布する「ブックスタート事業」を継続実施しており、読書に親しむ環境づくりを行っています。		
⑨スポーツチャレンジ事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 子どもたちの運動の機会を提供し、健康増進を図ります。 《評価理由等》 コロナ禍により事業の縮小や制限をしながら、実施しました。		

2) 思春期対策の推進

- 思春期における学習機会の充実を図ります。
- 性感染症、望まない妊娠・出産、喫煙、食習慣等に関する教育・相談・情報提供等を充実させるとともに、たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導の推進を図ります。

■主な事業

①思春期教室	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 小中高生・保護者等に対し、命と心の大切さや性に関する正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 生＝性教育講演会を実施した学校に対し、講師謝礼金の支払いを行っています。		
②子どもの栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。(乳幼児期・学童期・思春期の食育) 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。		
③喫煙・飲酒防止普及啓発事業	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、小・中高生や保護者に対し、たばこやアルコールの害についての正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 喫煙・飲酒防止に関するリーフレットを希望する学校に対し、授業での活用を前提に配布しています。		

基本方向（2）子どもがのびのびと成長できる環境の整備

現状と課題

- 全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていけるよう、個別最適な学びと協働的な学びが求められています。
- 豊かな心を育み、郷土に対する愛情を深めるために、本市の恵まれた自然を活用した体験活動の充実や、伝統文化に触れる機会の拡充が必要です。
- 放課後等の安全・安心な居場所や、学校以外の学習支援の場など、子どもの居場所づくりが求められています。



施策の方針

1) 豊かな人間性を育む教育の推進

- 子どもたちが生涯を通じて学び続ける資質や能力を育成するために、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育の推進を図ります。
- 学校教育における情報教育の充実や、各教科、総合的な学習の時間の活動における「調べ学習」「学び方学習」等を充実させるため、1人1台端末等を活用したコンピュータ教育を推進します。
- 体験や創作活動といった子どもの成長に合わせた学習機会の充実を図ります。
- 小規模の小・中学校において、複数の学校が連携しながら、合同授業や体験教室の開催、中学校運動部の合同練習など教育活動を活性化させ、教育効果の向上を図ります。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校」に向けて、学校運営協議会と連携・協働することにより、コミュニティ・スクールを推進します。

■主な事業

①総合学習の実施	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力を育成します。 《評価理由等》 地域の中での学校独自の教育活動を通して、児童生徒が自ら考え行動する力の育成を図っています。		
②情報教育の推進	担当課：学校教育課	評価：B
《事業内容》 情報教育のさらなる推進のため、1人1台端末の十分な利活用に必要な学校のネットワークの改善等、通信環境の整備を進めます。 《評価理由等》 令和3年度に1人1台端末を整備し、周辺のICT機器やシステム等の環境整備を行っています。		
③遠距離通学の支援	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 特に遠距離を通学する児童生徒のため、必要に応じて交通手段等を確保します。 《評価理由等》 遠距離を通学する児童生徒に対し、スクールバス等の運行により通学支援を行っています。		
④宮古・ニュートン・スクール	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 実験教室や自然観察会など、小学生の自然科学に対する興味・関心を高めるための事業を行います。 《評価理由等》 夏休みに小学生を対象とした科学実験等の教室を開催しています。		
⑤宮古JHS・パワーアップ作戦	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 中学校の部活動における合同練習等を行うとともに、地域の指導者を活用して体力の向上と望ましい心身の伸長や態度の育成を図ります。 《評価理由等》 部活動の合同練習等に対し、スクールバスの送迎や、施設利用料の支援を行っています。		

⑥コミュニティ・スクール	担当課：学校教育課	評価：A
《事業内容》 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を有効に活用し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組みます。 《評価理由等》 令和4年度から学校評議員から学校運営協議会（コミュニティ・スクール）に移行し、保護者や地域住民と連携・協働した学校運営に取り組んでいます。		
⑦子ども読書活動支援事業〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 子ども読書活動支援員、学校図書館支援員を配置し、学校図書館及び読書活動の充実を図ります。 《評価理由等》 学校図書館支援員を全小中学校に配置しています。		

2) 豊かな自然や伝統文化体験の充実

- 森・川・海に囲まれた本市の豊富な自然を活用し、体験活動の充実を図ることにより、子どもの知識や経験を深める活動を推進します。
- 自然観察や体験、郷土の伝統文化にふれあうことを通じ、郷土を理解する機会の提供を図ります。

■主な事業

①自然環境学習	担当課：農林課	評価：B
《事業内容》 グリーンピア三陸みやこ、区界地内の市有林を中心とした森林観察・除間伐体験と木工体験を通して、自然・森林・木について学ぶ機会を提供します。 《評価理由等》 田老地内市有林での除間伐体験・木工体験、区界地内市有林での植樹体験、宮古市産業まつりでの木工・クラフト体験（いずれも小学生限定無し）を実施し多数の小学生が参加しました。森林・木への興味関心を引き出すことができました。		
②林業体験	担当課：農林課	評価：B
《事業内容》 きのこの植菌体験を通じて林業について学ぶ機会を提供します。 《評価理由等》 小学校の児童を対象にしいたけ植菌体験（山口小学校）・グリーンピア三陸みやこにおけるしいたけ植菌体験（一般公募）を実施し、児童の林業への興味関心を引き出すことができました。		
③地産地消推進事業	担当課：農林課	評価：A
《事業内容》 田植え、稲刈り等の農業体験イベントの開催をします。 《評価理由等》 計画通り、田植え・稲刈り等の農業体験イベントを年4回開催しています。宮古市内の農家との交流や農作業、農産加工物を通じ、市内産の農作物や加工物の周知を図るとともに、幅広い世代の農業への興味関心を引き出すことができました。		
④青少年体験学習推進事業〈再掲〉	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 小学生に、野外活動や郷土学習、交流など体験活動の機会を提供します。 《評価理由等》 公民館の事業を通じて、創作体験や調理体験、郷土学習を行いました。		



⑤縄文体験学習	担当課：文化課	評価：A
《事業内容》 小・中学生と一般を対象に、体験学習を通して縄文時代について学ぶ機会を提供します。 《評価理由等》 宮古市崎山貝塚縄文の森ミュージアムを拠点として、土器づくり体験や弓矢体験を通して学ぶ機会を提供することができました。		
⑥芸術・文化活動支援	担当課：文化課	評価：C
《事業内容》 子どもや青少年に優れた芸術や文化の鑑賞機会の拡充を図ります。 《評価理由等》 小中学校への団体鑑賞事業や被災地支援事業等に児童生徒を招待し、文化芸術に触れる機会を提供しています。また、子供の育成事業にあたっては、各学校に情報を提供していますが、事業の実施を希望する学校はありませんでした。		

3) 子どもの居場所づくりの推進

- 放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりを進め、地域と協力して遊びや学習の場の提供を行います。
- 国の「放課後児童対策パッケージ」を踏まえ、放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室の連携を図り、両事業を一体的に提供します。

■主な事業

①放課後児童健全育成 (学童の家・学童保育)	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、学童の家や児童館における学童保育の充実を図ります。 《評価理由等》 要望箇所へは、全て設置のうえ継続運営を行っています。		
②不登校児童生徒支援事業 (サーモン教室)	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、不登校児童生徒の生活リズムの回復や学校への復帰を支援しています。		
③放課後子ども教室推進	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行いました。		

基本目標Ⅲ 子どもも親も共に学び成長していける環境づくり

基本方向（１）家庭や地域の教育力の向上

現状と課題

- 家庭は、子どもにとって教育の出発点であり、家族の協力の下、基本的な生活習慣や自立心、社会的マナーなどを育成する場として重要な役割を担っています。
- その一方で、核家族化等に伴う家庭における教育力の低下とともに、人口減少や少子化の進行とコロナ禍を経て、地域住民同士のつながりの希薄化が進み、交流機会の減少により、家庭や地域における子育て力の強化が求められている状況です。
- 子育てに関する学習の場の提供や家庭教育支援を推進する必要があります。

施策の方針

１）子育てに関する学習機会の充実

- 子どもたちが命の大切さなどを学び、次代の親として子育てに自覚を持てるような体験機会の提供を図ります。
- 子どもの発達段階に応じた子育てに関する知識や情報を提供します。
- 地域全体で子育て中の家庭を支えることができるよう、講演会や研修会等を開催し、意識啓発を図ります。

■主な事業

①乳幼児ふれあい体験	担当課：こども家庭センター 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 高校生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。 《評価理由等》 乳幼児期家庭教育学級の実施に合わせて、高校生ふれあい体験を実施し、次世代を担う高校生を対象に、子育てについての知識や、子育てをめぐる状況を学習する機会を提供しました。		
②妊産婦栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 妊産婦等が食生活の重要性を理解し、望ましい食生活が実践できるよう、食に関する学習の機会や情報を提供します。（妊娠出産期の食育） 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室や妊産婦の不安や疑問に対する個別相談を実施しています。		



③子どもの栄養支援〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食育教室を実施します。（乳幼児期・学童期・思春期の食育） 《評価理由等》 調理実習や試食などの体験型食育教室を通して、発達段階に応じた食に関する情報を提供しています。		
④喫煙・飲酒防止普及啓発事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 未成年者の喫煙や飲酒を防止するため、小・中高生や保護者に対し、たばこやアルコールの害についての正しい情報を伝えていきます。 《評価理由等》 喫煙・飲酒防止に関するリーフレットを希望する学校に対し、授業での活用を前提に配布しています。		
⑤講演会・研修会等開催	担当課：こども家庭センター 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 講演会、研修会などの開催により、子育てに関する学習の場を提供します。 《評価理由等》 家庭教育学級の中央講座を開催し、子育てに関する学習の場を設けました。		
⑥家庭教育学級	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 乳幼児期、小・中学校期において、子育ての学習機会や情報提供のほか、相談や親子の交流等を実施し、家庭教育を支援します。 《評価理由等》 幼児期、小中学校期において、子育ての学習機会や情報の提供を行いました。		

2) 地域の教育力の向上

○子どもたちが自ら学び、行動する力を育むため、地域の実情に応じた推進体制を構築し、学校・家庭・地域が一体となった地域学校協働活動の充実を図ります。

■主な事業

①地域学校協働本部事業	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 地域全体で学校教育を支援するため、学校と地域との連携体制の構築を図り、ボランティアによる多様な形態の教員支援を行うとともに、地域の教育力の向上を目指します。 《評価理由等》 市内全小中学校において、地域の住民を地域学校協働推進員として学校に配置し、地域連携にかかわる内容について企画・運営を行いました。		
②放課後子ども教室推進〈再掲〉	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行いました。		

基本方向（２）次代を担う若い世代への支援

現状と課題

○少子化が進行し、次代の親となる青年期や学童期に子どもとふれあう機会が年々少なくなってきたおり、そうした異年齢間のふれあいを通して、幼い子どもに対しての愛着や命の大切さなどを学ぶ体験の機会を充実させていくことが必要です。

施策の方針

１）次代の親の育成支援の充実

○男女が協力して子育てに携わっていくことが必要であり、男女共同の意識の醸成を図るための取り組みを推進します。

○中・高校生が乳幼児とのふれあい体験ができるように事業の拡大充実を図ります。

■主な事業

①男女共同参画醸成〈再掲〉	担当課：各課（生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②乳幼児ふれあい体験〈再掲〉	担当課：こども家庭センター 生涯学習課	評価：B
《事業内容》 高校生を対象に、乳幼児にふれあう機会を与え、生命の尊さを学び、母性、父性の育成を図ります。 《評価理由等》 乳幼児期家庭教育学級の実施に合わせて、高校生ふれあい体験を実施し、次世代を担う高校生を対象に、子育てについての知識や、子育てをめぐる状況を学習する機会を提供しました。		



2) 世代間交流の推進

- 保育所、児童館、幼稚園等において、幼児期からの世代間交流を積極的に進めます。
- 放課後子ども教室の推進により、地域住民と共同して、子どもたちに学びの場を提供するとともに、交流の推進を図ります。

■主な事業

①保育所地域活動	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 地域住民との世代間交流をはじめとする保育所地域活動を、保育所（園）の実情に合わせて実施します。 《評価理由等》 各保育所の行事により、地域住民と農業体験を行ったり、高齢者施設との交流、地区行事への参加を行っています。		
②放課後子ども教室推進〈再掲〉	担当課：生涯学習課	評価：B
《事業内容》 学びや地域住民との交流の場の提供を図ります。 《評価理由等》 地域の住民を安全管理員として配置し、放課後に安心して学習や遊びができる場所の提供を行いました。		

基本目標Ⅳ 保護や支援が必要な子どもや家庭を支える環境づくり

基本方向（１）子どもを支える取り組みの充実

現状と課題

- 虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきており、困難を抱える子どもや子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化が求められています。
- いじめや不登校に悩む児童生徒に対し、相談や学校復帰に向けての多様な活動の実施など、継続した取り組みが必要です。
- 障がい児や医療的ケア児など、特別の支援を要する児童に対し、関係機関で連携した専門的な支援の取り組みが必要です。

施策の方針

１）保護や支援を要する子どもへの取り組みの推進

- （新生児・乳児）家庭訪問や乳幼児健康診査、こども家庭センターの取り組みなどを通じ、児童虐待の早期発見と早期支援を図ります。
- 虐待の恐れ等要保護児童について、適切かつ早期の対応を図るため、要保護児童対策地域協議会等を通じて、関係機関のネットワークの強化を図ります。
- 被害を受けた子どもの精神面の立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリングや保護者に助言を行うなど、学校や関係機関と連携したきめ細かな支援を行います。
- いじめや不登校等の問題に早期に対応するため、相談体制の充実を図ります。

■主な事業

①（新生児・乳児）家庭訪問〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 生後４か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供を行うとともに、母と子の心身の状況や養育環境を把握し、育児支援につなげます。 《評価理由等》 生後４か月を迎えるまでの乳児がいる家庭を訪問し、早期の状況把握に努めています。		



②健康診査〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 心身の障がいや疾病などの異常を早期に発見し、発育、栄養、生活習慣、むし歯の予防、その他育児に関する指導を行います。 《評価理由等》 健康診査で異常の早期発見に努め、育児に関する相談・指導を行っています。未受診者へは受診勧奨を行っています。		
③要保護児童対策	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 地域に密着した相談の充実を図るとともに、要保護児童対策地域協議会活動の推進や要保護児童に関する通告義務についての広報・啓発を進めます。 《評価理由等》 要保護児童対策地域協議会を開催し、児童相談所等、関係機関と連携して推進しています。		
④幼児言語障害教育（ことばの教室）	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 ことばに遅れ等がみられる幼児とその保護者を対象に検査、指導及び相談を行います。 《評価理由等》 ことばに遅れ等がみられる幼児とその保護者を対象に検査、指導及び相談を行っています。		
⑤発達支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になる子どもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えている子どもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談や子どもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 生活の中で心配や困りごとがあるこどもやその保護者、支援者に対して、そだちの見立てや子育ての相談などの取り組みを行い、早い段階から支援を開始できるように努めています。生活する場が変わっても切れ目なく支援を継続できるように支援情報シートを活用しての引継ぎの推進と作成の支援を行っています。		
⑥教育相談室	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行います。 《評価理由等》 児童生徒やその保護者等を対象に、不登校やいじめなどの教育に関する相談を行っています。		
⑦不登校児童生徒支援事業（サーモン教室）〈再掲〉	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、長期間にわたる不登校児童生徒に対し、学習支援、体験活動などを行いながら、生活リズムの回復や学校への復帰を促します。 《評価理由等》 適応指導教室（サーモン教室）を設置し、不登校児童生徒の生活リズムの回復や学校への復帰を支援しています。		
⑧こども家庭センター運営事業【新規】〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		
⑨児童育成支援拠点事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供します。		

2) 障がいのある子どもへの支援の充実

- 障がいのある子どもに対し、保育所や放課後等デイサービスにおいて保育サービス等を提供するとともに、専門的な相談支援体制の充実を図ります。
- 学校教育において、特別支援教育支援員を配置等し、様々な困りごとをもつ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習支援を行います。
- 医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築に努めます。

■主な事業

①障がい児保育〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 障がいのある子ども（身体障害者手帳、療育手帳等を所持）で、保育の実施を要する児童に対し、保育所において保育サービスを提供します。 《評価理由等》 公立の3保育所に看護師を配置し実施しています。		
②障害児通所支援事業	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 障がいのある子どもに対し、児童発達支援や放課後等デイサービスを実施し、支援の強化を図ります。 《評価理由等》 毎月継続的にサービスについて支給しています。		
③難聴児補聴器購入費助成事業	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児の言語の獲得を促進するため、補聴器購入費の助成を行います。 《評価理由等》 令和6年度は2件支給しました。		
④自立支援医療（育成医療）	担当課：福祉課	評価：C
《事業内容》 身体障がい児等が障がい除去、軽減する手術等の医療を行う場合に、医療費の一部助成を行います。 《評価理由等》 第二期計画期間中は事業対象者はいませんでした。		
⑤発達支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になる子どもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えている子どもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談や子どもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 生活の中で心配や困りごとがあるこどもやその保護者、支援者に対して、そだちの見立てや子育ての相談などの取り組みを行い、早い段階から支援を開始できるように努めています。生活する場が変わっても切れ目なく支援を継続できるように支援情報シートを活用しての引継ぎの推進と作成の支援を行っています。		
⑥特別支援教育事業	担当課：学校教育課	評価：C
《事業内容》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員を配置し、学校生活の支援を行います。 《評価理由等》 特別な支援を要する児童生徒に対して、特別支援教育支援員や介助員を配置し、学校生活の支援を行っています。		



⑦児童発達支援センターを中核とする地域生活への参加・包摂（インクルージョン）の推進【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 障がいの有無に関わらず全ての児童が共に成長できるよう、園や学童保育での障がい児等の受け入れをはじめ、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）を推進するほか、医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築を図ります。		

3) 発達が気になる子どもへの支援の充実

- 発達が気になる子どもへの早期発見・早期支援体制の充実を図ります。
- 就学前の発達が気になる幼児を対象に相談や指導を行い、子どもの就学に向けての支援シート（PASS）を活用するなど円滑な就学を支援します。
- 早期からの教育相談や就学指導の充実を図ります。また、全ての子どもの能力や可能性を最大限伸ばしていく教育を進めるとともに、特別な教育的支援が必要な子どもについては、その状況や程度に応じた指導・支援を実施します。
- 保育所、幼稚園等において、発達が気になる子どもの様子に気づき、日常生活の中でサポートしていける支援者の育成を図ります。

■主な事業

①発達相談	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 集団健診等において発達が気になり経過観察となった子どもを対象に、健やかな発達を促すため、発達相談を実施します。今後は発達支援事業の一部として引き続き実施します。 《評価理由等》 発達相談の機会を設定し、子どもたちの健やかな発達を促す手立てを保護者や支援者とともに検討しています。		
②発達支援事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 主に乳幼児から中学生までを対象に、発達が気になる子どもや発達のアンバランスによる困りごとを抱えている子どもに早期に気づき、よりよい将来に向けて成長・発達を促していけるよう支援します。相談や子どもを理解するための援助など支援者の支援を基本に、支援情報等の引継ぎの推進、関係機関のネットワークづくり等を行います。 《評価理由等》 生活の中で心配や困りごとがあるこどもやその保護者、支援者に対して、そだちの見立てや子育ての相談などの取り組みを行い、早い段階から支援を開始できるように努めています。生活する場が変わっても切れ目なく支援を継続できるように支援情報シートを活用しての引継ぎの推進と作成の支援を行っています。		

基本方向（２）家庭を支える取り組みの充実

現状と課題

- 児童福祉法等の改正（令和４年）により、子ども家庭センターと家庭支援（訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業）の３事業が新設されており、要支援・要保護児童（保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童）やその家庭に対する、相談支援や養育支援の体制の充実が求められています。
- ひとり親家庭に対する相談支援や生活支援、経済的支援などの取り組みを継続することが必要です。

施策の方針

１）支援を要する家庭への取り組みの推進

- 家庭内における配偶者への暴力（DV）について、相談支援や未然防止の取り組みを推進します。
- 母子家庭、父子家庭等ひとり親家庭に対して、生活安定のための支援や自立支援を行うとともに、母子福祉資金など母子家庭への国県等の支援制度について、積極的なPRと制度利用についての支援を行います。
- 要支援・要保護児童（保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童）やその家庭に対する新たな支援事業の実施体制を検討します。
- こども家庭センターが支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成し、支援を実施します。

■主な事業

①男女共同参画醸成〈再掲〉	担当課：各課（生活課）	評価：C
《事業内容》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を図るため、研修会の開催や広報活動を実施します。 《評価理由等》 男女平等や男女共同参画の意識の醸成を進めるため、機会を捉え、パネル展や講座等を開催し、市ホームページ、広報、男女共同参画通信、SNS等を活用し周知しています。		
②女性相談支援	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 様々な問題を抱えた女性の相談・指導の充実を図るとともに、関係機関と連携し、配偶者への暴力（DV）を未然に防止する取り組みを進めます。 《評価理由等》 女性相談支援員を配置し事業を推進しています。		



③児童扶養手当〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 ひとり親家庭の安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
④特別児童扶養手当	担当課：こども家庭センター	評価：A
《事業内容》 心身に障がいのある子どもを扶養する親等に対し、手当を支給します。 《評価理由等》 事業目的どおり実施しました。		
⑤母子・父子・寡婦福祉資金等貸付	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭等に対し就学資金等を貸し付け、経済的自立の助成と児童の福祉を推進します。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
⑥ひとり親家庭等日常生活支援事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母等が疾病等により一時的に支援を要する場合に、家庭生活支援員を派遣します。 《評価理由等》 事業は継続していますが、利用希望者が少ない状況です。		
⑦母子家庭等自立支援給付金事業〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母及び父子家庭の父の自立に向けた資格取得等の取り組みを支援するため、自立支援教育訓練給付金や高等技能訓練促進費の給付を行います。 《評価理由等》 事業は継続実施していますが、利用希望者が少ない状況です。		
⑧母子自立支援プログラム策定事業	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 母子家庭の母の自立に向けたプログラムを策定し、ハローワーク等と連携した支援を行います。 《評価理由等》 事業を実施し、ハローワークのマザーズコーナーへの引継ぎを行っていますが、利用者が少ない状況です。		
⑨家庭児童相談	担当課：こども家庭センター	評価：B
《事業内容》 いじめや不登校など、家庭の児童養育に関する相談への指導・援助の充実を図り、児童の自主性、社会性について支援を行います。 《評価理由等》 相談員1名を配置し関係機関と協力しながら実施しています。		
⑩こども家庭センター運営事業【新規】 〈再掲〉	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 母子保健事業や子育て支援サービスを必要とする妊産婦や子ども、子育て世帯に確実に支援を届けるため、支援メニューの体系的なマネジメントを行う「サポートプラン」を作成し、支援します。		
⑪養育支援訪問事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、子どもの養育に関する指導・助言を行い、保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアをすることで、家庭における適切な養育の支援を行います。		

⑫子育て短期支援事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間養育・保護を行います。		
⑬子育て世帯訪問支援事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保護者による監護が不適當と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラ一等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行います。		
⑭親子関係形成支援事業【新規】	担当課：こども家庭センター	評価：－
《事業内容》 保護者による監護が不適當と認められる児童の保護者等に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行います。		



第5章

子ども・子育て支援事業の展開

第5章 子ども・子育て支援事業の展開

1 教育・保育事業等の提供区域

教育・保育の提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育事業の現在の利用状況や施設整備状況などを総合的に勘案し、また、地域の実情に応じて設定することとされています。

本市における教育・保育の提供区域については、次の視点に基づき設定することとしました。

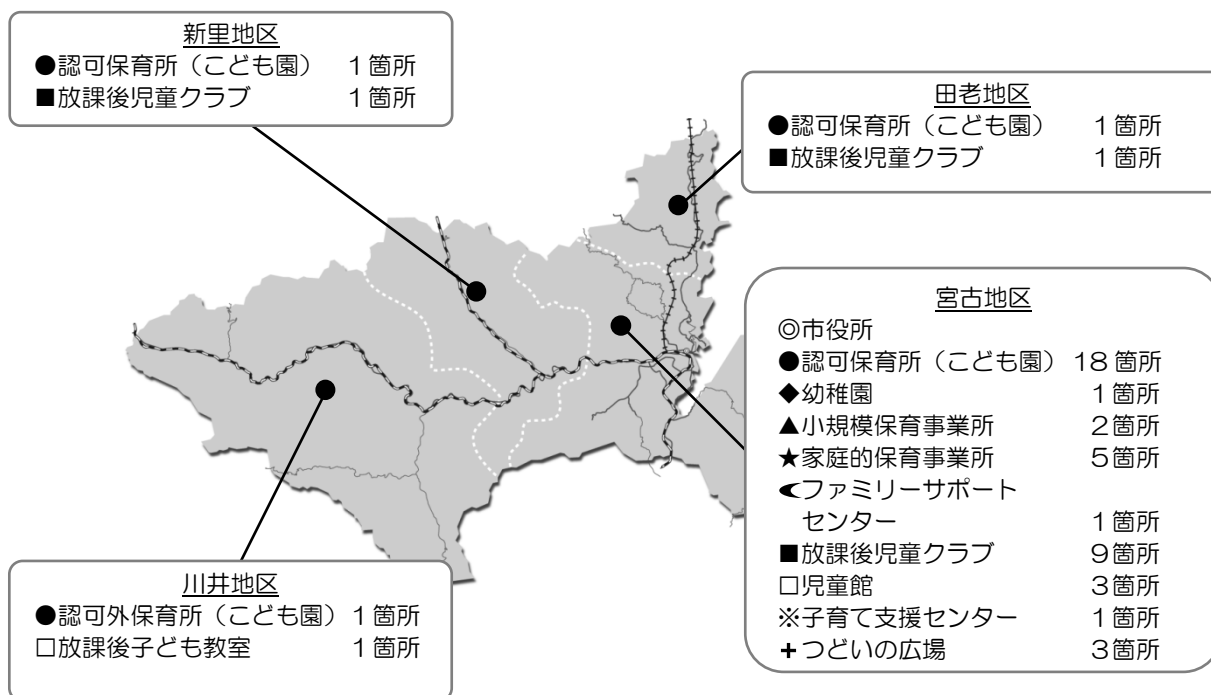
- ①利用者及び事業者にとって、分かりやすい区域設定が適切であること。
- ②待機児童の解消や今後の保育需要の推移に対し、柔軟に、かつ、効率的に対応可能な区域設定が必要であること。
- ③通勤等居住エリア以外での利用ニーズにも対応できる区域設定が必要であること。

また、本市の地域特性としては、以下のことがあげられます。

- ①旧4市町村単位でみた場合、地域ごとに児童数（5歳以下人口）の違いが著しいこと。
また、幼稚園が設置されていない地域が存在すること。
- ②児童の保護者の就労場所については、地域をまたいで通勤している状況であること。

以上に基づき、本市の「教育・保育提供区域」は1区域として設定することとした。

■ 【宮古市】の全域

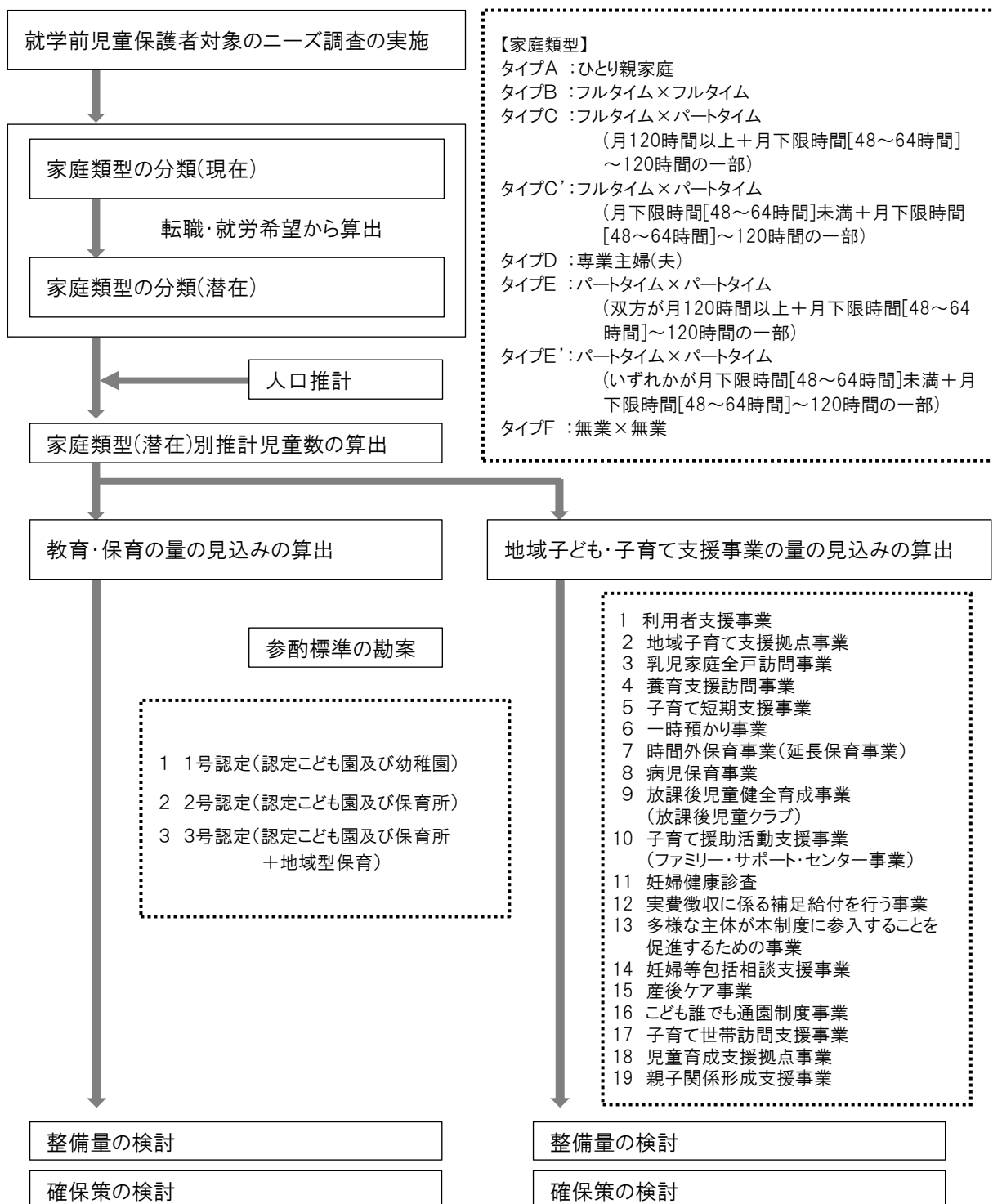


2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、以下のフローに沿って就学前児童保護者対象のニーズ量調査の結果をもとに推計したニーズ量のほか、第二期計画期間（令和2年度～6年度）の各事業等の実績をもとに推計したニーズ量を勘案し、各事業等の実情や方向性に見合ったニーズ量を設定しました。

■ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー





(2) 子ども人口の推計

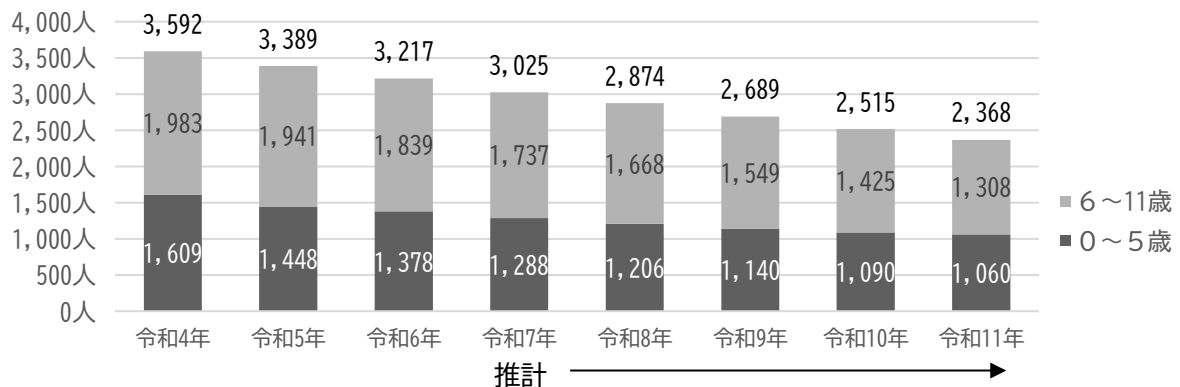
本市の子ども人口の推計について、0～5歳では令和6年の1,378人から令和11年には1,060人と、318人の減少（23.1%減）が予測されています。一方、6～11歳では令和6年の1,839人から令和11年には1,308人と、531人の減少（28.9%減）が予測されています。

■ 子ども人口の推移と推計

単位：人

		実績値			推計値				
		令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳		3,592	3,389	3,217	3,025	2,874	2,689	2,515	2,368
0～5歳	0歳	234	192	195	202	192	184	177	169
	1歳	253	224	197	192	199	189	181	174
	2歳	266	243	221	193	188	195	185	177
	3歳	281	256	238	214	187	182	189	179
	4歳	271	275	259	234	211	184	179	186
	5歳	304	258	268	253	229	206	179	175
	0～5歳	1,609	1,448	1,378	1,288	1,206	1,140	1,090	1,060
	6歳	330	295	252	260	246	222	200	174
	7歳	339	322	293	249	257	243	219	198
	8歳	308	331	318	288	245	253	238	216
	9歳	343	302	331	314	285	242	250	236
	10歳	352	343	301	328	311	281	239	247
	11歳	311	348	344	298	324	308	279	237
	6～11歳	1,983	1,941	1,839	1,737	1,668	1,549	1,425	1,308

■ 子ども人口の推計



資料：令和4年～6年は、住民基本台帳（各年3月31日）、令和7年以降は、実績値を基にしたセンサス変化率法による推計（各年3月31日）

3 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 施設型事業

① 教育施設（幼稚園、認定こども園）

幼稚園は、学校教育法に基づく教育機関（学校）で、保護者の就労に関わらず3歳から入園できますが、3歳になる学年（満3歳児）の受け入れや預かり保育を行っている園もあります。一方、認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型があります。

現状と課題

- 令和6年度現在、幼稚園1園、認定こども園5園で実施しています。
- 幼児教育の振興と職員の資質の向上を図ることを目的として、私立幼稚園教育振興事業費補助金を交付しています。
- 子どもの人口の減少と共働き家庭の増加に伴い、1号認定は減少傾向であり、今後もこの傾向が継続する見通しです。

■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数					
1号認定	265	248	191	166	136
②第二期計画値	250	250	250	250	250
乖離（②－①）	▲ 15	2	59	84	114



■ 教育施設（幼稚園、認定こども園）の量の見込みと確保目標量

単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
1号認定	136	113	95	83	74
②確保目標量					
1号認定	184	184	184	184	184
乖離（②－①）	48	71	89	101	110

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○市内における幼稚園及び認定こども園の現在の施設数を確保しつつ、幼稚園の認定こども園への移行を支援します。

② 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）

認可保育所とは、保護者の就労や病気などで、家庭でお子さんをみることができない場合に保護者の代わりに保育する施設であり、県の認可を受けた施設です。

一方、認定こども園とは、認可幼稚園と認可保育所が併設した県の認定を受けた施設であり、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4類型あります。

また、地域型保育事業とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の総称です。

現状と課題

○保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園に対し、保育士等処遇改善事業補助金を交付しています。

○私立保育園の振興と職員の資質向上を図ることを目的として、私立保育所研修事業費等補助金を交付しています。

○子どもの人口の減少に伴い、2号認定は減少傾向です。一方、3号認定については、人数は減少しているものの、対象人口（0～2歳）に占める比率は令和2年の47.0%から令和6年には59.9%に上昇しており、第三期計画期間中は、共働き家庭の増加や低年齢児の保育ニーズの拡大に伴い、増加を見込みます。

■ 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）の利用状況の推移

単位：人

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実利用者数	1,079	1,026	1,012	948	953
2号認定	674	612	615	580	586
3号認定	405	414	397	368	367
0歳	48	45	33	25	44
1・2歳	357	369	364	343	323
②第二期計画値	1,161	1,161	1,161	1,161	1,161
乖離（②－①）	82	135	149	213	208



■ 保育施設（認定こども園、認可保育所、地域型保育事業）の量の見込みと確保目標量
単位：人

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	914	877	852	837	836
2号認定	565	514	477	464	466
3号認定	349	363	375	373	370
0歳	38	37	37	37	36
1歳	151	164	163	163	163
2歳	160	162	175	173	171
②確保目標量	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297
2号認定	811	811	811	811	811
3号認定	486	486	486	486	486
0歳	113	113	113	113	113
1歳	181	181	181	181	181
2歳	192	192	192	192	192
乖離（②－①）	383	420	445	460	461

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○3歳未満児保育のニーズに対応するため、保育士の確保等に努め、提供体制の確保に努めます。

（２）地域型保育事業

① 小規模保育事業

国が定める最低基準に適合した保育施設で、市町村の認可を受けた定員6～19人で行う保育事業です。

事業には、A～Cまでの3つの類型があり、小規模保育事業A型及びB型の定員は6～19人、C型の定員は6～10人となります。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では2箇所を実施しています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育ニーズを考慮しつつ、必要に応じ認可の決定について検討します。



② 事業所内保育事業

企業など事業所内にある市町村が条例で定める最低基準に適合した保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業であり、市町村による認可事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では未実施の事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育ニーズを考慮しつつ、必要に応じて認可の決定について検討します。

③ 家庭的保育事業

市町村が条例で定める最低基準に適合した保育者の居宅等において、家庭的保育者が保育を行う事業で、市町村による認可事業であり、定員が5人以下のものをいいます。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では5箇所で開催しています。

○平成30年度から「宮古市子ども・子育て幸せ基金」を活用し、「宮古市家庭的保育事業所開設準備事業」として家庭的保育事業を実施しようとする事業者には、保育環境を整えるための開設にかかる経費を補助する事業を行っています。合わせて、家庭的保育事業等において、保育従事者として必要な研修を実施し、子育て支援員を養成することで、事業実施に必要な人材を育成する「宮古市子育て支援員研修事業」も行っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育ニーズを考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。

④ 居宅訪問型保育事業

障がいや疾病等により集団保育が著しく困難な場合等に、家庭的保育者が児童の自宅において保育を行う事業であり、市町村による認可事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では未実施の事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○今後の保育需要を考慮し、必要に応じ認可の決定について検討します。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保目標量

(1) 相談支援事業

① 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本事業には、子育て支援事業や保育園等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行う「基本型」、いわゆる保育コンシェルジュを窓口等に配置する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象に相談支援等を行う「こども家庭センター型（旧母子保健型）」の3種類があります。

なお、児童福祉法の改正に伴い、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的とする施設（こども家庭センター）とともに、子育てに関する相談及び助言を行う身近な相談機関（地域子育て相談機関）の整備が努力義務となっています。

現状と課題

- こども家庭センターにおいてこども家庭センター型（旧母子保健型）を実施しています。
- 妊娠期～子育て期にかけて、切れ目のない相談支援が求められています。

■ 利用者支援事業の実施箇所数の推移

単位：実施箇所数（か所）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施箇所数	0	1	1	1	1
②第二期計画値	0	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	1	1	1	1



■ 利用者支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：実施箇所数（か所）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保目標量	1	1	1	1	1
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○こども家庭センターが母子保健や子育て支援サービスなどの包括的な相談体制窓口となり、サポート体制の充実を図っていきます。 ○地域子育て相談機関については、国の設置の目安（中学校区に1つ）を踏まえつつ、設置を検討していきます。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状と課題

○子育て支援センターとして、子育て支援センター「にこにこルームみやこ」(小山田保育所内)を開設しています。また、つどいの広場として「すくすくランド」(キャトル宮古内)、「ひよこクラブ」(認定こども園宮古ひかり内)、「のびっこクラブ」(認定こども園そけい幼稚園内)を開設しています。

○令和3年度及び4年度は、コロナ禍により利用者数が大幅に減少した一方、令和5年度には利用の回復がうかがえる状況です。

■ 地域子育て支援拠点事業の延利用者数の推移

単位：年間延利用者数（人回）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	9,245	4,708	6,790	10,445
②第二期計画値	13,666	13,591	13,157	12,692
乖離（②－①）	4,421	8,883	6,367	2,247



■ 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人回）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,896	10,840	11,692	12,189	12,641
②確保目標量	9,896	10,840	11,692	12,189	12,641
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○より多くの子育て家庭に利用していただけるよう、事業を積極的に広報・周知します。 ○こども家庭センターなどと情報を共有し、サービスの連携を図ります。



③ 【新規事業】妊婦等包括相談支援事業

①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間、これらの3つのタイミングで面談を実施し、伴走型相談支援を実施する事業です。

■ 妊婦等包括相談支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間面談実施合計回数（人回）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
年間実利用者数	176	168	161	155	148
1人当たり面談回数	3	3	3	3	3
年間面談実施合計回数	528	504	483	465	444
②確保目標量	528	504	483	465	444
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	〇こども家庭センターの事業として、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行います。

(2) 訪問系事業

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状と課題

○市内の乳児（生後4か月を迎えるまで）のいる家庭を全戸訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。

○要支援・要保護児童（保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童）やその家庭の早期把握に努める必要があります。

■ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問乳児数の推移

単位：年間訪問乳児数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間訪問乳児数	264	228	199	213
②第二期計画値	270	256	243	230
乖離（②－①）	6	28	44	17



■ 乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問乳児数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	190	180	173	166	159
②確保目標量	190	180	173	166	159
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○全戸訪問を目指すとともに、乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、安心して子育てができるよう、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行います。



② 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状と課題

○乳児家庭全戸訪問事業で把握した方に対し、相談・助言等を行っています。

■ 養育支援訪問事業の訪問児童数の推移

単位：年間訪問児童数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間訪問児童数	103	123	151	119
②第二期計画値※	—	—	—	—
乖離（②－①）	—	—	—	—

※量の見込み未設定



■ 養育支援訪問事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問児童数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	96	90	85	81	79
②確保目標量	96	90	85	81	79
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○専門職（保健師・助産師等）による実施体制を確保し、対象家庭の養育能力を向上させるための支援等を図ります。

③ 【新規事業】子育て世帯訪問支援事業

保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者、若年妊婦、支援を要するヤングケアラー等、対象世帯を訪問し、家事支援や育児・養育支援、相談・助言等を行う事業です。

■ 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間訪問回数（人回）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	70	68	66	64	62
② 確保目標量	70	68	62	62	62
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○令和7年度から実施する新規事業として、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等が連携し、対象家庭の把握に努めるとともに、支援が必要な児童に対して迅速に対応するなど、児童虐待の未然防止を図ります。



(3) 通所系事業

① 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では未実施の事業です。

○対象ケースには、短期入所にかわる施設として公立保育所で受け入れを図っています。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○養育を受けることが一時的に困難になった児童が出た場合の受け入れ先は必要になるため、短期入所にかわる施設として公立保育所で受け入れができる体制を継続します。

② 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

現状と課題

○幼稚園の在園児への事業（預かり保育）のほか、市内3保育所（小山田、田老、新里）で一時的保育を実施しています。

○幼稚園の預かり保育は、第二期計画の見込みを上回る利用者数となっています。

■ 一時預かり事業の延利用者数の推移

単位：年間延利用者数（人日）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	11,107	11,949	10,974	9,472
幼稚園の預かり保育	10,729	11,639	10,630	9,104
保育所の一時的保育	378	310	344	368
②第二期計画値	10,380	10,058	9,747	9,445
幼稚園の預かり保育	9,476	9,182	8,898	8,622
保育所の一時的保育	904	876	849	823
乖離（②－①）	▲ 727	▲ 1,891	▲ 1,227	▲ 27



■ 一時預かり事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7,833	7,907	7,936	7,756	7,591
幼稚園の預かり保育	7,474	7,528	7,539	7,353	7,182
保育所の一時的保育	359	379	397	403	409
②確保目標量	7,833	7,907	7,936	7,756	7,591
幼稚園の預かり保育	7,474	7,528	7,539	7,353	7,182
保育所の一時的保育	359	379	397	403	409
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○ニーズに対応した保育士等の確保とともに、人材育成のための研修等を通じて、保育の質の維持・向上を図ります。



③ 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

現状と課題

○本市では、通常の利用時間を超えて保育を実施する延長保育を、保育所2箇所、認定こども園3箇所で開催しています。

○保護者の就労形態の多様化等による保育ニーズに対応するため、延長保育を実施する保育所に対し、宮古市延長保育事業費補助金を交付しています。

■ 時間外保育事業（延長保育事業）の実利用者数の推移

単位：年間実利用者数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	65	58	60	51
②第二期計画値	87	85	82	79
乖離（②－①）	22	27	22	28



■ 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込みと確保目標量

単位：年間実利用者数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	54	52	51	50	51
②確保目標量	54	52	51	50	51
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○保護者ニーズに応じた延長時間の拡大など、事業者と連携を図りながら、提供内容の充実に努めます。

④ 病児保育事業

病児や病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市では病児保育は未実施であり、病後児保育を1箇所（小山田保育所）で実施しています。

○第二期計画の見込みを下回る利用者数となっています。

■ 病後児保育事業の延利用者数の推移

単位：年間延利用者数（人日）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	2	12	14	3
②第二期計画値	30	30	30	30
乖離（②－①）	28	18	16	27



■ 病後児保育事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	6	6	5	5	5
②確保目標量	6	6	5	5	5
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○既存の実施体制で受け入れを図ります。事業の周知とともに、共働き家庭の増加や勤務形態の多様化（フレックスや在宅勤務等）を踏まえつつ、利用状況や意向の把握に努めます。



⑤ 【新規事業】こども誰でも通園制度事業※

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の児童を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる事業です。

※令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

■ こども誰でも通園制度事業の量の見込みと確保目標量

単位：必要定員数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
① 量の見込み	13	12	10	10	10
0歳	9	9	8	8	8
1歳	2	2	1	1	1
2歳	2	1	1	1	1
② 確保目標量	13	12	10	10	10
0歳	9	9	8	8	8
1歳	2	2	1	1	1
2歳	2	1	1	1	0
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○令和7年度より実施する新規事業として、他市の試行的事業の状況や保護者のニーズ、市内施設の受け入れ体制等を総合的に勘案しつつ、実施方法や利用方法を検討するほか、事業の開始後は、必要な指導監査等を行いつつ、サービスの質の維持・向上に努めます。

⑥ 【新規事業】児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に、居場所となる場を開設し、支援を包括的に提供する事業です。

計画期間中に本事業の実施は見込まず、対象者やニーズの把握に努めます。

⑦ 【新規事業】親子関係形成支援事業

保護者による監護が不適当と認められる児童の保護者等を対象に、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。

計画期間中に本事業の実施は見込まず、対象者やニーズの把握に努めます。

(4) その他事業

① 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

現状と課題

〇市で委託している医療機関において実施しており、1人あたり14回分の受診票を交付しています。

〇県外等の委託外医療機関については、償還払いにより実施しています。

■ 妊婦健康診査事業の利用状況の推移

単位：年間妊娠届出数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間妊娠届出数	239	215	224	163
②第二期計画値	438	418	399	381
乖離（②－①）	199	203	175	218



■ 妊婦健康診査事業の量の見込みと確保目標量

単位：年間延利用者数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
年間妊娠届出数	176	168	161	155	148
年間延利用者数	2,331	2,225	2,132	2,053	1,960
②確保目標量	2,331	2,225	2,132	2,053	1,960
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	〇指定医療機関での妊婦健診について、母子健康手帳交付時に「妊婦健康診査受診票」を交付し、公費助成を行っており、今後も受診勧奨とともに、利用にあわせた助成を行います。



② 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状と課題

○ファミリー・サポート・センター事業の会員数は、令和5年度末現在で依頼会員287名、提供会員103名、双方会員17名となっており、依頼会員、提供会員とも登録者数が年々増加しています。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の延利用者数の推移
単位：年間延利用者数（人日）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間延利用者数	145	243	19	11
②第二期計画値	430	430	430	430
乖離（②－①）	285	187	411	419



■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の量の見込みと確保目標量
単位：年間延利用者数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	90	87	81	74	56
②確保目標量	90	87	81	74	56
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○一時的な預かりニーズに対応するため、事業受託者との連携を図り、事業の充実を図ります。

③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○対象者に教材費等や副食材料費の助成を行います。

④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○必要に応じて、新規参入施設等への巡回支援等を実施します。

⑤ 【新規事業】産後ケア事業※

出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行う事業です。

※令和6年度現在実施中の既存事業（令和6年10月よりデイサービス型を実施）ですが、子ども・子育て支援事業計画への「量の見込み」等の掲載は今回の第3期計画からとなります。

■ 産後ケア事業の量の見込みと確保目標量

単位：延利用産婦数（人日）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み					
年間延利用産婦数					
訪問型	56	66	75	85	95
デイサービス型	99	95	91	88	84
②確保目標量	155	161	166	173	179
乖離（②－①）	0	0	0	0	0

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○デイサービス型（日帰りタイプの産後ケア）と訪問型（助産師の訪問による自宅での産後ケア）の2種類により事業を実施します。 ○宿泊型（医療機関等への宿泊による産後ケア）の実施を検討します。



5 子どもの放課後対策の推進

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

現状と課題

○令和6年度現在、本市における放課後児童クラブ実施箇所数は、学童の家が12箇所、児童館3箇所の計15箇所で開催しています。

○共働き家庭の増加等に伴い、第二期計画の見込みを上回る利用者数となっています。

■ 放課後児童クラブの実利用者数の推移

単位：年間実利用者数（人）

実績値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①年間実利用者数	587	597	572	566
1年生	144	178	151	145
2年生	148	131	152	136
3年生	125	128	110	128
4年生	77	88	86	77
5年生	54	43	51	49
6年生	39	29	22	31
②第二期計画値	501	490	486	478
乖離（②－①）	▲ 86	▲ 107	▲ 86	▲ 88



■ 放課後児童クラブの量の見込みと確保目標量

単位：年間実利用者数（人）

推計値	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	543	534	513	489	454
1年生	137	132	122	113	100
2年生	127	131	126	116	107
3年生	119	109	112	108	99
4年生	83	85	78	80	77
5年生	53	48	49	45	46
6年生	24	29	26	27	25
③ 確保目標量	655	655	655	655	655
乖離（②－①）	112	121	142	166	201

確保方策

実施年度	確保の内容
令和7～11年度	○小学校の余裕教室の活用を含め、施設、職員配置等について検討し、受け入れ体制の充実を図ります。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

(1) 認定こども園の普及についての基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず、柔軟に、こどもを受け入れられる施設であり、本市においても保育所や幼稚園の認定こども園への移行が進んでいます。

保護者のニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進める中で、地域の実情に応じた認定こども園への移行を視野にいれ検討していきます。

(2) 幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、県主催の合同研修会への参加の呼び掛けや的確な情報提供を行います。

また、全ての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子ども、医療的ケアが必要な子どもなど特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、児童発達支援センター等の機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

一人ひとりの子どもが個性のあるかけがえのない存在として成長していけるよう、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び地域子育て支援事業の確保と妊娠・出産期から学童期までの切れ目ない支援体制の確保に努めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子どもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、さらには中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

子育てのための施設等利用給付の実施にあたり、公正かつ適切な支給の確保に努め、保護者への制度の案内等を的確に行うこととします。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認を行うにあたっては、施設の所在、運営状況、監査状況等を県と情報共有しながら、指導監査等を行うための基準の整備等を行い、進めていきます。



第6章

教育・保育施設の適正配置



第6章 教育・保育施設の適正配置

1 教育・保育施設の入所状況

本市の教育・保育施設の入所状況は、一時の待機児童の発生等の状況から一転、令和2年度以降は入所児童の減少が進んでいます。

就学前児童（0～5歳）の人口は、減少傾向で推移しており、保育所入所児童のうち3歳未満児数も減少傾向にあります。3歳未満人口における利用率は、令和2年度の47.0%から令和6年度には59.9%に上昇しており、今後も利用率は共働き家庭の増加に伴い上昇する見込みです。

このような動向を踏まえつつ、今後は、限られた財源の効率的な活用と、人員の効果的な配置と共に、民間活力の活用を含めた保育サービスの充実を図るために、保育所の適正な配置、運営を図ることが必要です。

■ 保育所入所児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	906	906	906	906	906
入所児童数 (定員に対する割合)	753 (83.1)	702 (77.5)	664 (73.3)	618 (68.2)	614 (67.8)
うち3歳未満児数 (入所児童に占める割合)	345 (38.1)	338 (37.3)	320 (35.3)	287 (31.7)	284 (31.3)

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 幼稚園入園児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	90	90	75	75	60
入園児童数 (定員に対する割合)	76 (84.4)	70 (77.8)	60 (80.0)	58 (77.3)	48 (80.0)

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 認定こども園入園児童数

単位：上段…人、下段…%

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	553	559	529	514	469
入園児童数 (定員に対する割合)	505 (91.3)	492 (88.0)	466 (88.1)	411 (80.0)	389 (82.9)

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

■ 待機児童数

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
待機児童数	0	0	0	0	0

資料：こども家庭センター調べ（各年度4月1日現在）

2 教育・保育施設の適正配置

教育・保育施設については、少子化が進行する一方で、保育ニーズが多様化するなど、教育・保育を取り巻く環境が大きく変化しています。

民間活力の活用も含めた適正な配置及び運営を図るため、保育ニーズ量に対応できる確保方策を講じることを大前提に、「宮古市立保育所等適正配置全体計画」（平成29年2月（令和5年3月見直し））に基づき、老朽化した施設の計画的な整備を進めるとともに、民間委託について検討するほか、保育所の適正な配置を図ります。



■ 教育・保育施設等一覧

施設名		定員	設置者	備考
公立保育所	愛宕保育所	45	宮古市	
	千徳保育所	60	宮古市	
	津軽石保育所	45	宮古市	運営は指定管理者による
	小山田保育所	120	宮古市	
	花輪保育所	45	宮古市	運営は指定管理者による
	山口保育所	45	宮古市	
	佐原保育所	70	宮古市	
	磯鶏保育所	45	宮古市	
	崎山保育所	60	宮古市	
	田老保育所	70	宮古市	
	新里保育所	70	宮古市	
	合計	675		
私立保育所	常安寺保育園	60	個人	
	宮古保育園	56	社会福祉法人三宝会	
	いずみ保育園	50	学校法人宮古泉学園	
	いずみ保育園分園	35	学校法人宮古泉学園	
	合計	201		
児童館	重茂児童館	80	宮古市	運営は指定管理者による
	高浜児童館	50	宮古市	運営は指定管理者による
	合計	130		
保へき地 保育所	門馬保育所	30	宮古市	
	小国保育所	30	宮古市	
	合計	60		
幼稚園	小百合幼稚園	60	学校法人東北 カトリック学園	
	合計	60		
認定こども園	認定こども園 宮古泉幼稚園	195	学校法人宮古泉学園	
	認定こども園 宮古ひかり	120	学校法人岩手キリス ト教学園	
	認定こども園 そけい幼稚園	85	学校法人磯鶏学園	
	認定こども園 あかまえこども園	49	慈愛会	
	認定こども園 あかまえこども園分園	10	慈愛会	休止中
	合計	459		
小規模 保育所	小規模保育事業所 ククナの家	15	輝きの和	
	小規模保育園みいつけた	16	個人	
	合計	31		
家庭的 保育事業所	家庭的保育ルームつくしんぼ	5	個人	
	ぶどうのき	5	学校法人岩手キリス ト教学園	
	ぽかぽかてらす	5	個人	
	家庭的保育室いちごハウス	5	個人	
	こぐまハウス	5	個人	
	合計	25		

※令和7年3月現在

■ 教育・保育施設等建物調書

施設名		開設年月日	建築年月日	延べ床面積	構造	屋外遊戯場面積	経過年数	摘要	
保育所	愛宕保育所	昭和43年4月1日	昭和42年11月30日	301.42	木造モルタル造平屋建	231.00	57年4月		
	千徳保育所	昭和44年4月1日	平成8年3月20日	427.00	木造平屋建	934.00	28年11月		
	津軽石保育所	昭和45年4月1日	平成28年2月29日	481.12	軽量鉄骨平屋建	1,619.02	9年1月		
	小山田保育所	昭和46年4月1日	平成21年3月7日	916.83	鉄骨造2階建	877.28	15年11月		
	花輪保育所	昭和48年4月1日	令和2年2月14日	546.75	木造平屋建	703.69	4年1月		
	山口保育所	昭和49年4月1日	昭和49年3月25日	459.59	木造モルタル造平屋建	677.00	50年11月		
	佐原保育所	昭和52年4月1日	昭和51年10月30日	423.99	木造モルタル造平屋建	680.00	48年5月		
	磯鶏保育所	昭和53年4月1日	昭和53年2月28日	382.58	木造モルタル造平屋建	860.22	47年1月		
	崎山保育所	昭和58年4月1日	昭和57年12月20日	386.72	木造モルタル造平屋建	1,024.00	42年3月		
	田老保育所	昭和28年6月1日	平成28年1月21日	584.01	木造平屋建	2,153.31	9年2月		
	新里保育所	昭和40年4月1日	平成13年4月	693.79	鉄骨造平屋建	1,410.00	24年0月		
	私立保育所	常安寺保育園	昭和25年7月1日	昭和26年1月1日	498.558	木造平屋建	811.81	74年3月	
宮古保育園		昭和32年12月1日	昭和30年9月30日	239.50	木造平屋建	770.25	69年6月		
いずみ保育園		平成16年4月1日	平成16年3月31日	380.17	木造平屋建	2,176.00	20年11月		
いずみ保育園分園		てつてらんど	平成30年4月1日	平成30年2月28日	362.07	軽量鉄骨2階建	317.37	6年0月	
児童館	重茂児童館	昭和42年1月19日	平成20年2月18日	498.71	木造2階建	898.77	17年1月		
	高浜児童館	昭和52年4月1日	昭和51年3月20日	309.70	木造モルタル造平屋建	1,047.43	48年11月		
へき地保育所	門馬保育所	平成10年4月1日	平成10年3月10日	117.52	鉄骨造平屋建	323.67	26年11月	出張所、サービスセンターと合築	
	小国保育所	平成12年4月1日	平成12年1月25日	203.79	鉄骨造平屋建	203.79	25年2月	出張所、サービスセンターと合築	
幼稚園	小百合幼稚園	昭和28年9月6日	平成元年12月8日	1,022.00	鉄骨造2階建	1,004.00	35年3月		
認定こども園	認定こども園宮古泉幼稚園	昭和43年11月	平成12年4月	1,394.00	鉄骨造2階建	2,176.00	25年0月		
	認定こども園宮古ひかり	昭和44年4月	平成27年8月31日	1,335.49	鉄骨造2階建	622.00	9年7月		
	認定こども園そけい幼稚園	昭和43年4月1日	昭和61年12月 平成12年4月	940.56	鉄筋コンクリート造2階建 鉄骨造2階建	1,327.40	鉄筋38年3月 鉄骨造25年0月		
	認定こども園あかまえこども園	昭和53年4月1日	平成23年2月28日	587.63	鉄筋コンクリート造2階建	618.95	14年1月		
地域型保育事業所	小規模保育事業所ククナの家	平成31年4月1日	令和4年3月14日 令和6年2月28日	120.94 74.19	鉄骨造平屋建 木造平屋建	192.00	2年0月 1年1月		
	小規模保育園みいつけた	令和6年4月1日	令和5年12月25日	130.91	鉄骨造2階建	106.81	1年3月		
	家庭的保育ルームつくしんぼ	平成30年4月1日	※	147.90	木造2階建	無	※		
	ぶどうのき	令和4年4月1日	※	51.11	木造平屋建	無	※		
	家庭的保育室いちごハウス	令和5年4月1日	※	53.00	木造2階建内、1階一部	70.65	※		
	こぐまハウス	令和6年4月1日	※	55.48	木造2階建内、1階一部	25.0	※		
	ぽかぽかてらす	令和4年4月1日	※	89.40	木造2階建内、1階一部	無	※		

※家庭的保育事業所のうち民家を活用した施設

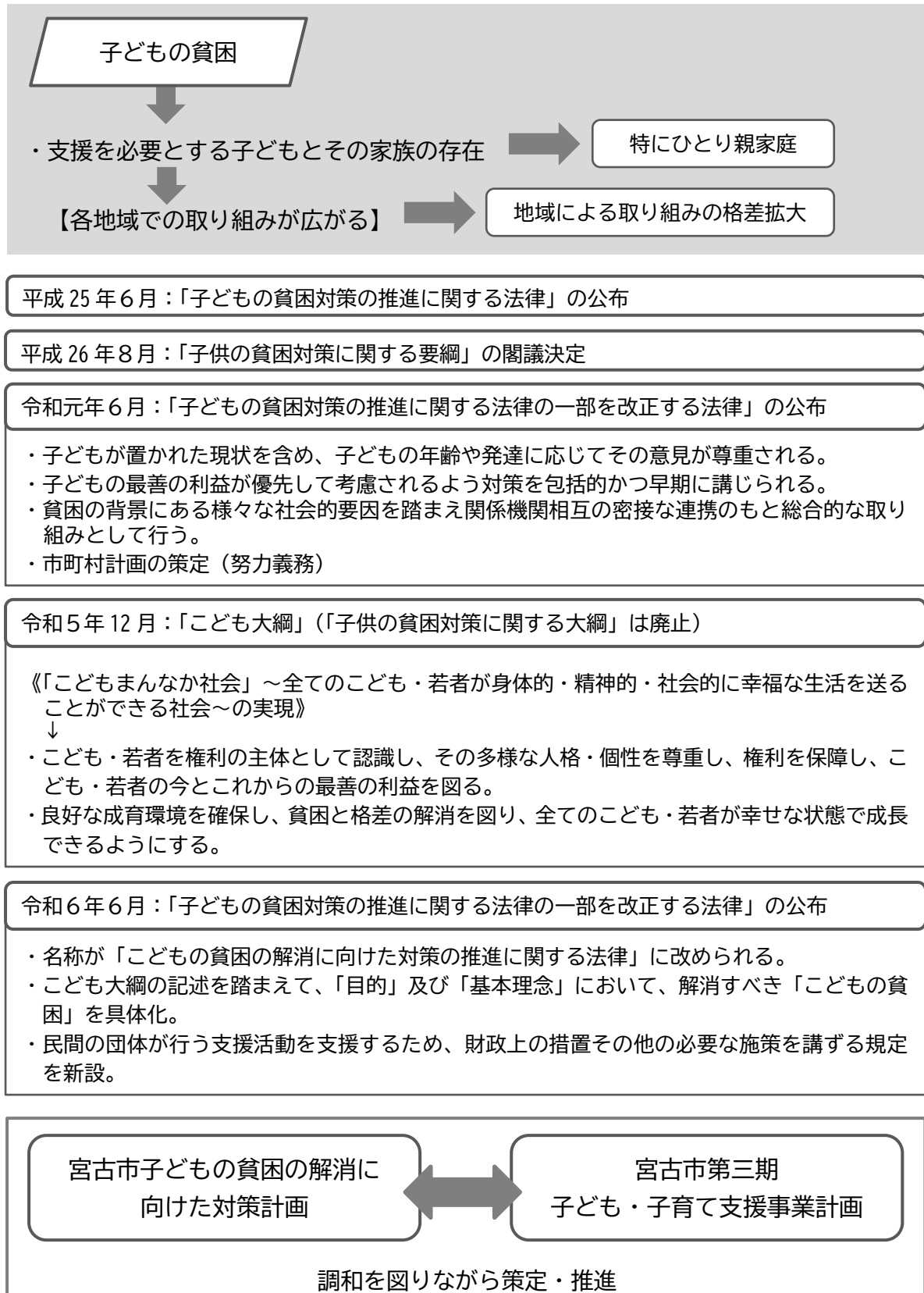


第7章

子どもの貧困の解消に向けた対策

第7章 子どもの貧困の解消に向けた対策

1 子どもの貧困の解消に向けた対策計画策定の背景



2 家庭における状況まとめ

令和6年6月に実施した子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査に基づき、家庭の生活や経済的な状況等をまとめると次のとおりです。

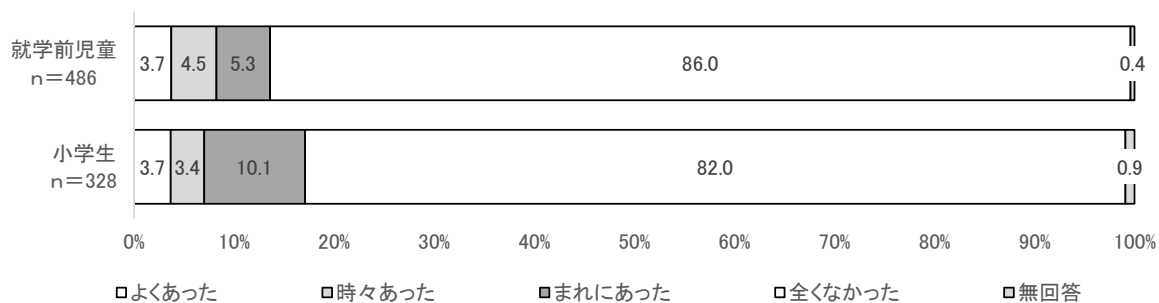
(1) 生活状況

○家庭において、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料を買えないことでは、「ある（「よくあった」と「時々あった」と「まれにあった」の合計）」は就学前児童が13.5%、小学生が17.2%となっています。

○家庭において、過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣類を買えないことでは、「ある（「よくあった」と「時々あった」と「まれにあった」の合計）」は就学前児童が14.8%、小学生が21.4%となっています。

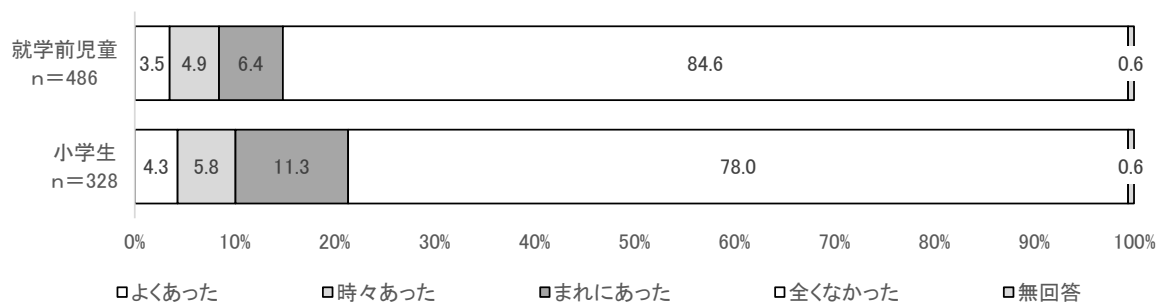
○家庭において、平日の夕方から夜の時間帯に、お子さんだけで過ごすことでは、「ある（「ほぼ毎日」と「時々ある」の合計）」は就学前児童が3.1%、小学生が10.9%となっています。

■ 過去1年間で食料が買えない状況



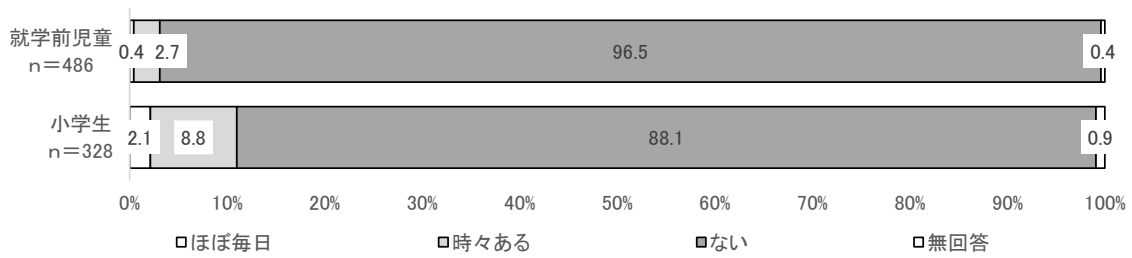
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 過去1年間で衣類が買えない状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

■ 平日の夕方から夜の時間帯に、お子さんだけで過ごす状況



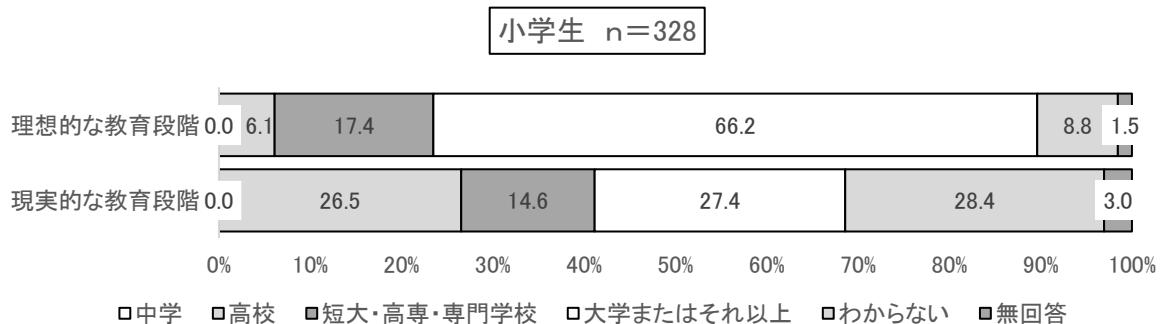
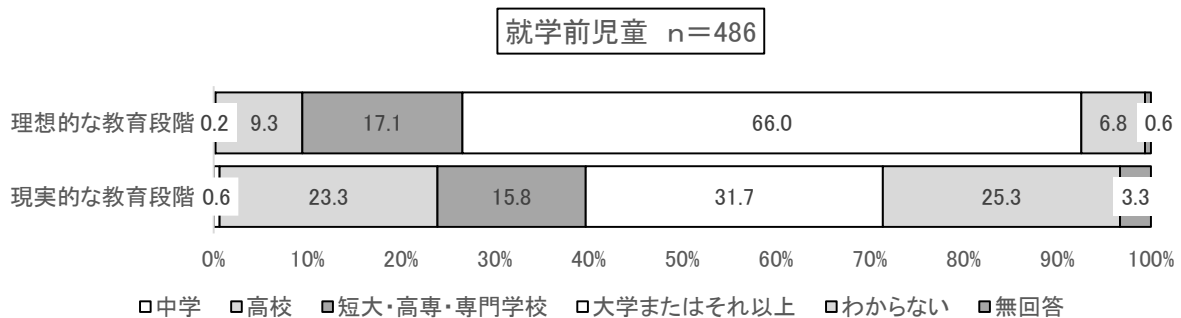
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

（2）教育の状況

○子どもに受けさせたい教育の段階では、就学前児童の『理想的な教育段階』は「大学またはそれ以上」（66.0%）が最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」（17.1%）、『現実的な教育段階』は「大学またはそれ以上」（31.7%）が最も高く、次いで「高校」（23.3%）となっています。

○小学生の『理想的な教育段階』は「大学またはそれ以上」（66.2%）が最も高く、次いで「短大・高専・専門学校」（17.4%）、『現実的な教育段階』は「大学またはそれ以上」（27.4%）が最も高く、次いで「高校」（26.5%）となっています。

■ 受けさせたい教育の段階

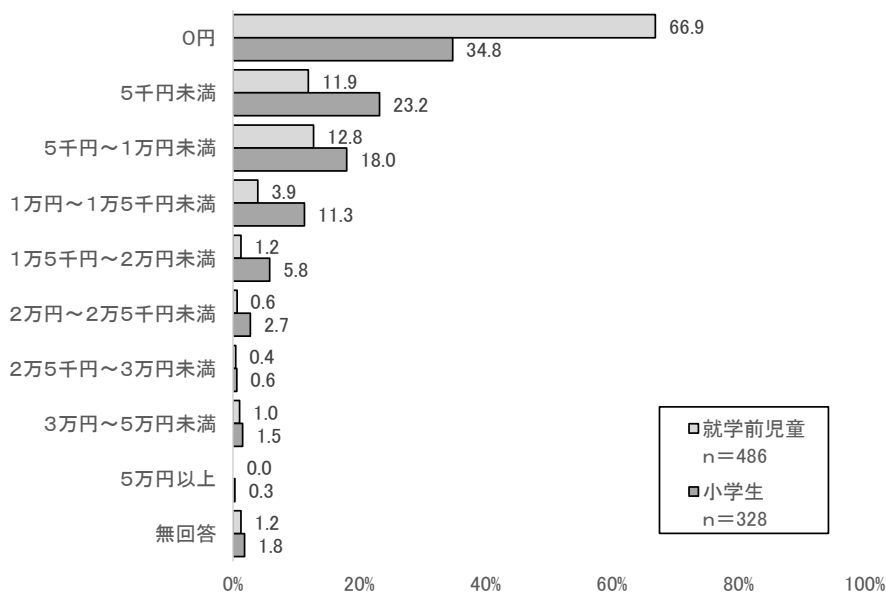


資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

○学校以外の教育（学習塾や習い事）にかかる1か月あたりの平均支出では、就学前児童は「0円」（66.9%）が最も高く、次いで「5千円～1万円未満」（12.8%）となっています。

○小学生は「0円」（34.8%）が最も高く、次いで「5千円未満」（23.2%）となっています。

■ 学校以外の教育（学習塾や習い事）にかかる1か月あたりの平均の支出



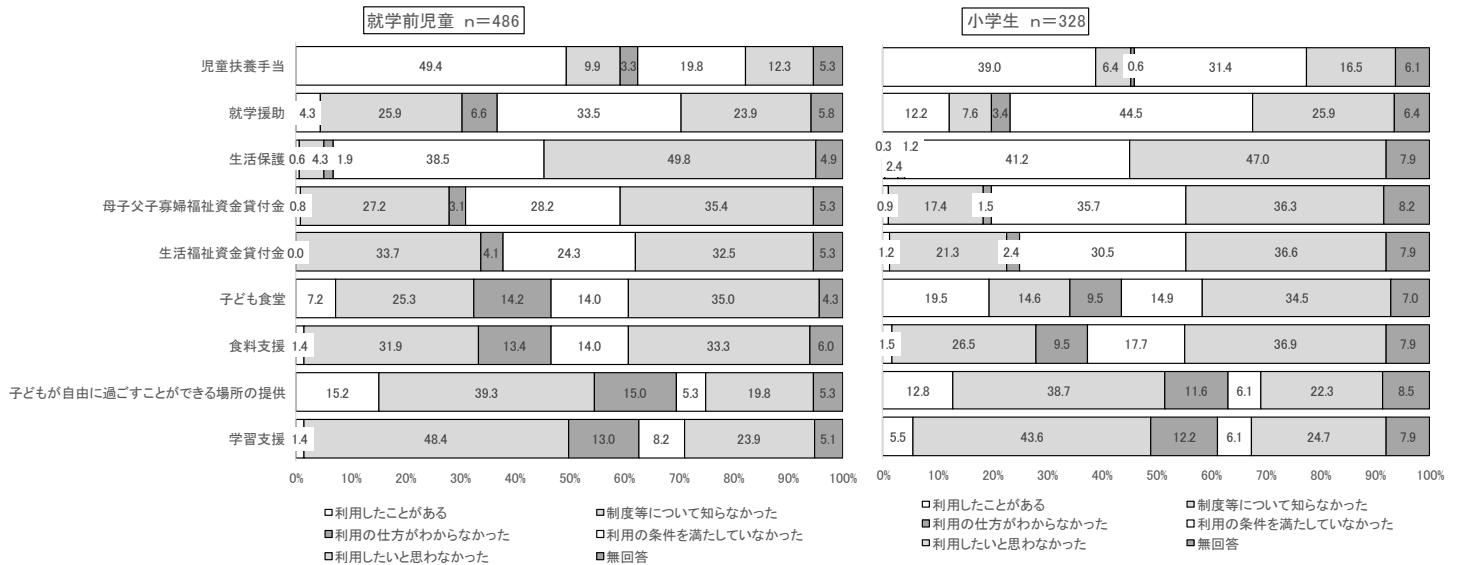
資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

（3）子育て家庭への支援制度の利用状況

○子育て家庭への支援制度の状況を見ると、『制度等について知らなかった』は「学習支援」（48.4%）、「子どもが自由に過ごすことができる場所の提供」（39.3%）が高く、『利用の仕方がわからなかった』は「子どもが自由に過ごすことができる場所の提供」（15.0%）、「子ども食堂」（14.2%）が高くなっています。

○小学生では、『制度等について知らなかった』は「学習支援」（43.6%）、「子どもが自由に過ごすことができる場所の提供」（38.7%）が高く、『利用の仕方がわからなかった』は「学習支援」（12.2%）「子どもが自由に過ごすことができる場所の提供」（11.6%）が高くなっています。

■ 支援制度利用状況



資料：宮古市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果報告書（第3期）

3 調査結果に基づく現状と課題

- 過去1年で、経済的な要因から必要とする食料や衣類を買えなかった経験を持つ家庭が、就学前児童の家庭では15%弱、小学生の家庭では20%前後いる状況です。保護者の就労状況は、経済的な面だけでなく、子どもとのふれあいの時間の確保に影響することから、ひとり親家庭などへの就労支援や養育費の確保支援、経済的支援が求められます。
- 子どもに受けさせたい教育の段階について、就学前児童の保護者、小学生の保護者のいずれも『理想的な教育段階』と『現実的な教育段階』には差が見られます。家庭の経済状況は、子どもの教育や体験に格差を生む要因であり、子どもの生活や成長に大きな影響を及ぼすものと考えられます。子ども一人ひとりの能力や可能性を伸ばし、教育の機会を失うことがないよう、就学援助の充実や各種支援制度の周知が必要です。
- 市などの支援制度について、例えば「学習支援」は半数近くの保護者に知られていない状況です。貧困の状況にある子どもは特に、社会的な孤立から必要な支援が受けられない状況に置かれてしまうおそれがあり、利用できる各種制度について周知を強化し、有効活用を促すことが必要です。

4 子どもの貧困の解消に向けた対策に関する取り組み

子どもの貧困の解消に向けた対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。

また、施策の実施状況等の検証・評価では、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）に基づき、《教育の支援》、《生活の安定に資するための支援》、《保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援》、《経済的支援》、《民間の団体の活動の支援》の5つの重点施策と指標に基づき、施策の実施状況や対策の効果等を評価していきます。

5 具体的な施策

（1）教育の支援

家庭の経済状況が理由で学習が制約されたり、進路が狭まったりすることなく、全ての子どもが夢や希望を持ち、様々なことに挑戦できるよう、地域と学校が連携した学習支援や不登校児童生徒への支援、体験学習の機会を提供します。

また、子どもたちの就学継続と希望する進学の実現を支援する取り組みを推進します。

取り組み事業	
●総合学習の実施	●情報教育の推進
●コミュニティ・スクール	●家庭教育学級
●不登校児童生徒支援事業（サーモン教室）	●乳幼児ふれあい体験
●講演会・研修会等開催	●地域学校協働本部事業
●幼児言語障害教育（ことばの教室）	●特別支援教育事業
●男女共同参画醸成	●教育相談室
●遠距離通学の支援	●難聴児補聴器購入費助成事業
●バリアフリー化推進	●園児バスの運行



(2) 生活の安定に資するための支援

未来を担う子どもたちの健やかな成長は、社会の大きな願いです。

また、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることがないよう、保護者及びその子どもに対する生活支援に関する相談事業の充実や平成30年度より始まったこども食堂など適切な見守りや居場所づくりを進めます。

さらに、ひとり親家庭の自立を支援する事業や子どもに関する悩みの相談に対応する事業を推進するとともに、生活困窮者自立支援事業を通じて、包括的な相談支援や個々の状況に応じた生活支援を図ります。

取り組み事業	
●家庭訪問（新生児・乳児）	●健康診査
●健康教育（妊婦教室等含む）	●健康相談
●予防接種	●小児救急医療対策
●妊産婦栄養支援	●子どもの栄養支援
●発達相談	●ファミリー・サポート・センター
●つどいの広場	●地域子育て支援センター
●幼稚園における子育て支援活動	●民生委員・児童委員活動
●子育てマップ等作成	●保育所地域活動
●要保護児童対策	●こども食堂
●発達支援事業	●障害児通所支援事業
●婦人相談	●ひとり親家庭等日常生活支援事業
●家庭児童相談	●生活習慣病予防健診
●少年センター運営	●防犯設備整備
●住環境の整備推進	●公営住宅建設
●生活困窮者自立支援事業	

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親世帯や母子世帯等の保護者の就労に向け、職業訓練や就業能力向上などの支援を行うとともに、多様な保育サービスや子育て支援サービスの展開を図り、収入の増加と生活の安定、仕事と子育ての両立のための支援に取り組みます。

取り組み事業	
●保育所等適正配置	●病後児保育
●乳児保育	●延長保育
●一時保育	●（幼稚園における）預かり保育
●障がい児保育	●母子家庭等自立支援給付金事業
●放課後児童健全育成（学童の家）・放課後子ども教室	●母子自立支援プログラム策定事業
●育児休業制度等普及啓発	●女性就労者健康管理啓発
●子の看護休暇制度啓発	

(4) 経済的支援

各種手当や金銭の給付や貸与など、各種の支援策が必要な方に確実に支援の手が届くよう周知を行います。

また、保育料負担軽減や学校給食費の無償化をはじめ、教育や保育にかかる経済的負担の軽減のための市独自の取り組みを推進し、貧困家庭等の生活基盤を支えています。

取り組み事業	
●養育医療給付事業	●保育料負担軽減
●幼稚園就園奨励助成	●幼稚園預かり保育料負担軽減
●児童手当	●児童扶養手当
●特別児童扶養手当	●母子・父子・寡婦福祉資金等貸付
●就学援助	●奨学金貸付
●子どもの国保税均等割減免	●自立支援医療（育成医療）
●妊産婦・乳幼児・小学生・ひとり親家庭等医療費給付事業	
●学校給食費の無償化	

(5) 民間の団体の活動の支援

こども食堂をはじめ、子どもの貧困の解消等に向けた民間の団体が行う活動を支援するため、国や県の助成事業等に関する情報提供や活動に関する相談支援に努めます。

取り組み事業
●こども食堂



第8章

計画の推進・評価体制



第8章 計画の推進・評価体制

1 計画の推進体制

(1) 市の推進体制

市では、本計画を総合的に推進していくため、「宮古市子ども・子育て会議」において、計画の具体的施策の進捗状況の把握や評価、課題等についての検討などを行います。

また、本市に関わる全ての人々が、互いを尊重しながら、その能力を最大限に発揮し、行政と対等な立場で共に協力して課題の解決に取り組む「協働」の視点を踏まえて施策や事業を推進するとともに、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子育てに関連した総合的な計画の推進に向け体制づくりを進めるとともに、庁内各課との調整・連携を図り、計画の円滑な推進を図ります。

(2) 関係機関・関係団体等との連携

子育て支援に関する施策を進めるにあたり、家庭や地域社会、児童福祉施設、学校、企業等、関係機関や関係団体との連携を深め、子育て支援に対する理解や自主的な取り組みを促進するなど、それぞれの役割分担を行いながら円滑な推進を図ります。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに双方向での情報交流や効果的な情報発信に努めます。

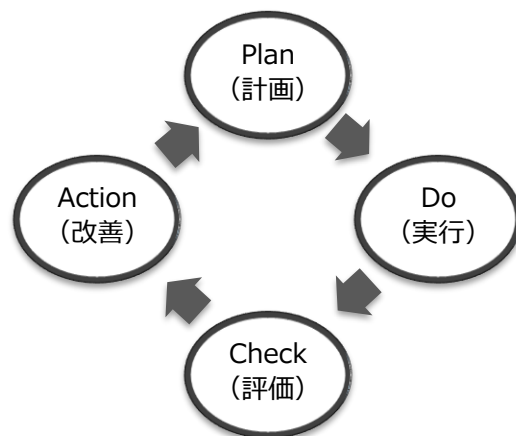
計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の評価と進行管理

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいくために、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、設定した目標達成や計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理については、毎年度の取り組みの進捗管理を行うとともに、目標や指標により基本理念の達成に向けた効果検証を行い、施策の改善、充実を図ります。さらに、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



4 こども計画の策定

市町村においては、こども基本法第10条第2項に基づき「市町村こども計画」の策定が努力義務とされており、「市町村こども計画」は国のこども大綱や県のこども計画を勘案し策定する必要があります。

本市は、本計画（第三期子ども・子育て支援事業計画）の見直しや改定時期等にあわせて、他の法律に基づく計画（子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」等）と一体とする「市町村こども計画」の策定を行います。



資料編



資 料 編

1 宮古市子ども・子育て会議条例

(1) 設置条例

平成25年10月15日

条例第44号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、宮古市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員18人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 事業主を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議の議長となる。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 宮古市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成17年宮古市条例第89号)は、廃止する。

(2) 委員名簿

任期:2023(令和 5)年 8月30日～2026(令和 8)年 3月31日

	委員種別	所 属	職	氏 名	備 考
1	条例第2条第1号 (法第6条第2項に規定する保護者)			小松 美加	宮古泉幼稚園保護者
2				高玉 智晴	宮古地区
3				前川 真穂	田老地区
4				飛鳥 克寛	新里地区
5				田代 慶子	川井地区 令和6年7月3日選任
6	条例第2条第2号 (子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)	学校法人東北カトリック学園 小百合幼稚園	園長	加藤 敏子	宮古私立幼稚園協議会
7		学校法人磯鷗学園 認定こども園そけい幼稚園	主幹教諭	佐々木 千佳子	宮古私立幼稚園協議会
8		宮古市愛宕保育所	所長	青山 志保	宮古保育会
9		宮古市高浜児童館	館長	加藤 美季	宮古保育会
10	条例第2条第3号 (子ども・子育て支援に関し学識経験がある者)	岩手県宮古児童相談所	所長	長谷川 寿子	令和6年7月3日選任
11		宮古市立高浜小学校	校長	松浦 直樹	宮古市校長会
12		一般社団法人 陸中宮古青年会議所	理事長	川口 太嗣	
13	条例第2条第4号 (事業主を代表する者)	社会福祉法人 宮古市社会福祉協議会	在宅福祉課長	伊藤 直子	
14		特定非営利活動法人 宮古地区いきいきワーキングセンター	理事長	齋藤 玲子	
15		宮古商工会議所	総務課特命課長	坂下 健一	
16	条例第2条第5号 (その他市長が必要と認める者)	連合岩手宮古地域協議会	事務局次長	伊東 喜幸	
17				岸田 優	公募委員
18				千田 志保	公募委員

※前任委員 櫻岡 美穂(川井地区保護者)～令和6年7月2日

※前任委員 大向 幸男(岩手県宮古児童相談所 所長)～令和6年7月2日



2 用語解説

あ行

○ICT

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報処理や通信技術の総称です。

○育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるものです。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられています。

○医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を必要とする児童のことです。

○インクルージョン

「包容」や「包摂」などの意味の言葉で、障害者の権利に関する条約第19条で「この条約の締約国は、全ての障がい者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障がい者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加すること（full inclusion and participation in the community）を容易にするための効果的かつ適当な措置をとる」と規定されています。

○NPO

「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人（NPO法人）」といいます。

か行

○学校運営協議会

保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組みのことです。

○基本指針

子ども・子育て支援法第 60 条に基づき、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに子ども・子育て支援事業計画の記載事項等を定めたものです。

○休日保育

日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために、保育施設で行う保育のことです。

○クロロピリホス

有機リン系の殺虫剤、防虫剤、防蟻剤などとして使用される物質です。

○合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

○行動計画策定指針

次世代育成支援対策推進法に基づき、地方公共団体及び事業主が次世代育成支援に係る目標を定めた行動計画を策定する際の指針として国が定めたものです。

○子育てサークル

子育て中の親子（主に保育所や幼稚園に通っていない3歳未満の乳幼児とその親）が、自主的に子育てに関する情報交換、遊びを通じた交流などを行っているグループのことです。

○子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行います。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としています。（令和6年4月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承）

○子育てのための施設等利用給付

子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が、幼児教育・保育の無償化の対象となるために必要な認定のことです。

○こども家庭センター

児童福祉法及び母子保健法に基づき市町村が設置するもので、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子どもや子育てに困難を抱える家庭に対して包括的に支援する窓口です。



○子ども家庭総合支援拠点

子どもや妊産婦の福祉に関して、必要な情報提供を行い、家庭等からの相談に応じ、関係機関との連絡調整など必要な支援を行う窓口です。(令和6年4月以降は、法律上、こども家庭センターがその機能を継承)

○こども家庭庁

「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、幼児期までの子どもの健全やかな成長のための環境づくりや、家庭における子育て支援等に関する基本的な政策を企画立案・推進する機関として令和5年4月に発足しました。

○こども基本法

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された法律です。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」のことです。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律です。子ども・子育て関連3法の一つとして2012(平成24)年8月に制定された法律です。

○こども大綱

令和5年12月22日に閣議決定され、こども基本法に基づき、従来の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一つに束ね、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものです。

○子どもの最善の利益

児童の権利に関する条約において、第一次的に考慮されるべきものとして規定されており、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとして規定されています。

○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、子どもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、子どもが多様な体験の機会を得られないことその他の子どもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないよう、子どもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的に、令和6年9月25日に施行された法律です。

○こども未来戦略

令和5年12月22日に閣議決定され、「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」、これらを戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指して国が策定したものです。

○子ども・若者育成支援推進法

こども・若者育成支援施策の総合的な推進や、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための地域ネットワークづくりの推進を図ることを目的に、平成22年4月1日に施行された法律です。

○コミュニティ・スクール

学校運営協議会（保護者や地域住民と学校・教育委員会が、学校の教育目標の設定や達成に協働して責任を果たす仕組み）を設置している学校のことです。

さ行

○サポートプラン

心身の状況等に照らして、包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童や妊産婦に対して、こども家庭センターにおいて作成する、支援の種類、内容等の事項を記載した計画です。

○産後うつ病

出産後1～2週から数か月以内に現れるうつ病のことです。出産後の女性の10～20%の頻度で生じます。短期間に軽快するマタニティブルーと異なり、治療が必要です。

○支援シート（PASS）

就学や進学先にこれまでの子どもの育ちや様子、支援者の関わりの情報を引き継ぎ、今後の取り組みや配慮に役立てていくための就学支援シートのことです。

○児童の権利に関する条約

子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効。日本は1994年に批准しています。

○児童発達支援センター

地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

○障がい児保育

障がいのある児童について、保育希望があり、集団保育が可能な児童について行う保育のことです。



○食育

生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基礎となるものであり、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

○身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して交付され、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。手帳の交付対象となる範囲は、身体障害者福祉法別表により定められており、障がいの種類別に重度の側から１級から６級の等級が定められています。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律です。国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務付けています。

○持続可能な開発目標（SDGs）

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

○市町村こども計画

こども基本法第 10 条第 2 項に基づき市町村が策定する、子ども施策を総合的に推進することを目的とする計画です。

○児童館

地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設です。

○児童養護施設

児童福祉法に定められる施設です。保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。

○生活困窮者自立支援事業

生活にお困りの方の相談を受け付け、一人ひとりの状況に合わせて、仕事の支援、家賃相当額の支給などの住まいの支援、家計の立て直しの支援など様々な支援を提供する事業です。

○総合計画

都市の将来像やまちづくりの基本的な方向、それを実現するための方策を示した、まちづくりの指針となる計画で、市の計画の中で最も上位に位置するものです。

た行

○待機児童

入所要件を満たしているにも関わらず、入所申込を行っても定員超過等の理由により入所できない状況にある児童のことです。

○男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮することです。

○地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援等、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とした施設です。（子ども・子育て支援法第59条、児童福祉法第6条の3）

○地域子育て相談機関

保育所等の子育て支援の施設や場所において、全ての子育て世帯や子どもが身近に相談することができる相談機関のことです。

○特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のことです。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれません。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

な行

○認可外保育施設

乳幼児を保育している施設のうち、児童福祉法に基づく認可を受けていない施設のことです。



は行

○パブリックコメント

行政の基本的な事項を定める計画、方針等の立案段階において、趣旨、内容等を市民に公表し、多様な意見を幅広く募集する手続きのことです。

○バリアフリー

子育て中の親子や高齢者、障がい者などが社会生活を営む上で障害となる物理的、精神的な障壁（バリア）を取り除くことです。

○ひとり親家庭

母子家庭、父子家庭、寡婦（配偶者のいない者で、かつて母子家庭の母であった者）、養育者（父母の代わりに児童を養育する者）のことです。

○病後児保育

病気の回復期にある乳幼児等を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、専用の保育室等で看護師等が一時的に預かるものです。

○病児保育

当面病状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない乳幼児等を保育所等で集団生活ができるようになるまでの間、医療機関に併設された施設で看護師等が一時的に預かるものです。

○ブックスタート事業

7か月児と3歳児を対象に絵本を贈り、絵本を通じてコミュニケーションとふれあいを深めながら本に親しむ環境づくりを行うための事業です。

○ペアレントトレーニング

子育てで悩みや困りごとを抱える保護者や保育士を中心に、行動療法の理論をベースとする知識を学び、子どもの行動の分析や関わり方などの子育て技術を訓練することで、ストレスを軽減しようとするものです。

○保育コンシェルジュ

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、子育て支援サービスなどについて情報を提供する役割の者のことです。

○放課後子ども教室

学校施設などを活用し、保護者や地域の多様な人材の参画を得て、放課後の安全・安心な居場所やスポーツ・文化活動などの多様な体験活動を提供する場のことです。保護者の就労の有無に関わらず、全ての小学生が利用できます。

○放課後児童クラブ（学童の家）

小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行う場所のことをいいます。

○放課後児童対策パッケージ

放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策として、こども家庭庁と文部科学省において取りまとめたものです。

○ホルムアルデヒド

家具や建築資材、壁紙を貼るための接着剤、塗料などに含まれ、シックハウス症候群の原因物質の一つです。

ま行

○民間保育士再就職支援金

保育士等の資格を持っていて保育士等として勤務していなかった方で、新たに民間保育施設などに就業する方に支援金を給付する市の制度です。

○民間保育士住居費支援事業補助金

新規に保育士等を雇用した民間の保育事業者に対し、保育士等本人が契約し入居する賃貸住宅の手当の一部を補助する市の制度です。

○民間保育士等奨学金等返済助成金

奨学金などを利用して保育士資格等を取得し、市内の民間保育施設等に就職した保育士等に対し、償還金の一部を助成する市の制度です。

○民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立った相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行います。

や行

○薬物乱用

医薬品を本来の目的から逸脱した用法や用量あるいは目的のもとに使用すること、又は、医療目的にない薬物を不正に使用することです。1回の使用でも乱用とされる代表的な薬物として、シンナー、覚せい剤、大麻などがあげられます。

○ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことです。



○ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

○要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のことです。

○要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する支援体制を強化するため平成 19 年に設置。福祉・教育・保健・医療・警察などの関係機関が連携を図り、児童虐待対応において適切な支援を図るために必要な情報交換を行うとともに、支援内容について協議する組織です。

ら行

○療育手帳

「療育手帳制度について(昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知)」により知的障がい児・者に対する各種の援助を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された方に対して交付されます。

障がいの程度により重度の側から A1、A2、B1、B2 の 4 つの区分があります。また年齢や障がいの程度により再判定が必要になります。

○レスパイト

乳幼児や障がい児・者、高齢者などの介助・介護をする人が、一時的に解放されて、休息をとれるようにすることです。

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のことです。「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指しています。



宮古市 第三期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行元 宮古市 保健福祉部 こども家庭センター 保育係

住 所 〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

T E L 0193-62-2111

F A X 0193-62-7422

U R L <http://www.city.miyako.iwate.jp/>

